志 木 地 区 衛 生 組 合

循 環 型 社 会 形 成 推 進 地 域 計 画

平成 30 年 11 月 22 日

令和元年 11 月改訂

令和２年 11 月改訂

令和３年 12 月改訂

令和４年 11 月改訂

志 木 地 区 衛 生 組 合

志 木 市 、 新 座 市 、 富 士 見 市

＜　目　次　＞

１．　地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項 1
（1）　対象地域 1
（2）　計画期間 1
（3）　基本的な方向 1
（4）　広域処理の検討状況 2
（5）　プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容. 2
２．　循環型社会形成推進のための現状と目標 3
（1）　一般廃棄物等の処理の現状 3
（2）　一般廃棄物等の処理の目標 4
３．　施策の内容 5
（1）　発生抑制、再使用の推進 5
（2）　処理体制 8
（3）　処理施設等の整備 10
（4）　施設整備に関する計画支援事業 10
（5）　廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業 11
（6）　その他の施策 11
４．　計画のフォローアップと事後評価 13
（1）　計画のフォローアップ 13
（2）　事後評価及び計画の見直し 13

＜添付書類＞

添付資料１　対象地域図
添付資料２　目標の設定に関するグラフ等
添付資料３　分別区分説明資料
添付資料４　現有処理施設の概要
様式１　循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表１
様式２　循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表２
参考資料様式２　施設概要（エネルギー回収施設系）
参考資料様式８　計画支援概要

１．地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名　　志木市、新座市、富士見市

面　　積　　51.60 km^2

人　　口　　352,714 人（平成 30 年 10 月 1 日現在）

（内訳）

市町村名	志木市	新座市	富士見市	合計
面積（km^2）	9.05	22.78	19.77	51.60
人口（人）	76,225	165,434	111,055	352,714

(2) 計画期間

本計画は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 5 年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

平成 30 年度現在、志木市、新座市、富士見市（以下「構成市」という。）から排出されるごみは、それぞれの市が収集・運搬を行い、志木地区衛生組合（以下「本組合」という。）のごみ処理施設に搬入している。

本組合では、富士見環境センター及び新座環境センターの焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設で中間処理を行っている。なお、本組合は最終処分場を保有していないため、中間処理に伴い生じた残渣物（焼却残渣、不燃残渣等）は、埼玉県寄居町の埼玉県環境整備センターや民間業者の処分場などで資源化及び埋立処分している。

行政が収集するごみ（生活系ごみ）については、粗大ごみを除き、無料で収集・処理されている。また、事業系ごみや一時多量ごみなどを組合に直接搬入する場合には、搬入時に処理手数料を支払うことになっている。

本組合では、生活系ごみの有料化を行っていないが、最終処分場を保有していないことから、構成市との協力体制の下でごみ減量やリサイクルを推進しており、構成市の 1 人一日当たりのごみ排出量は埼玉県の平均を大きく下回る水準、再生利用率は埼玉県の平均を上回る水準を維持している。

現在、本組合が保有するごみ処理施設のうち、富士見環境センター、新座環境センター焼却施設は、老朽化が著しく、今後可燃ごみの安定処理を継続するため、施設の長寿命化又は延命化による整備が必要となっている。

今後も引き続き、構成市と連携を図りながら、食品ロスへの対策や分別徹底などによるごみの減量に努めるとともに、資源循環の推進に向けて、適正なごみ処理システムやリサイクルシステムの構築を図るものとする。

(4) 広域処理の検討状況

本組合では、埼玉県が広域化計画を策定する以前の昭和 39 年度から志木市、新座市、富士見市の 3 市を構成市として一部事務組合を設立し、ごみ処理経費削減のため広域的なごみ処理に取り組んできた。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

本組合では、平成 14 年度より構成市内全域において、プラスチック使用製品廃棄物とプラスチック容器包装廃棄物を一括回収し、リサイクルプラザにて分別・圧縮梱包した後、プラスチック容器包装廃棄物は、容器包装リサイクル法に基づく指定法人に再商品化を委託し、プラスチック使用製品廃棄物についても再商品化事業者に再商品化を委託している。

今後も引き続き、構成市と連携を図りながら、市民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また認定プラスチック使用製品を使用するよう広報等で啓発・情報提供を行うものとする。

２．循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 29 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め 96,682 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 25,146 トン、リサイクル率（＝(直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量)／(ごみの総処理量＋集団回収量)）は 26.0%である。

中間処理による減量化量は 66,891 トンであり、集団回収量を除いた排出量の 75.0%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の 5.2%に当たる 4,645 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は、75,568 トンである。焼却施設（3 施設）では、余熱利用として温水の場内利用等が行われている。

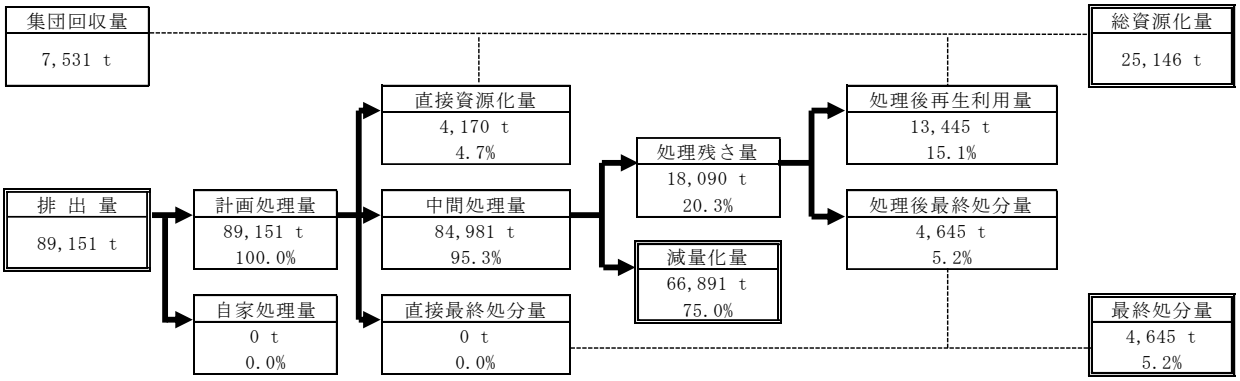

図１　一般廃棄物の処理状況フロー（平成 29 年度）

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表１のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表１　減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状（割合※1）（平成29年度）	目標（割合※1）（令和6年度）
排出量	事業系 総排出量	17,608 トン	16,730 トン　（ -5.0% ）
	１事業所当たりの排出量※2	1.73 トン/事業所	1.64 トン/事業　（ -5.2% ）
	生活系 総排出量	71,543 トン	69,264 トン　（ -3.2% ）
	１人当たりの排出量※3	169.8 kg/人	162.2 kg/人　（ -4.5% ）
	合計　事業系生活系排出量合計	89,151 トン	85,994 トン　（ -3.5% ）
再生利用量	直接資源化量	4,170 トン　（ 4.7% ）	4,320 トン　（ 5.0% ）
	総資源化量	25,146 トン　（ 26.0% ）	29,641 トン　（ 30.2% ）
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量）	－ MWh	－ MWh
最終処分量	埋立最終処分量	4,645 トン　（ 5.2% ）	4,447 トン　（ 5.2% ）

※１　排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量＋集団回収量に対する割合
※２　（１事業所当たりの排出量）＝｛(事業系ごみの総排出量)－(事業系ごみの資源ごみ量)｝／(事業所数)
※３　（１人当たりの排出量）＝｛(生活系ごみの総排出量)－(生活系ごみの資源ごみ量)｝／(人口)
≪用語の定義≫
排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)[単位：トン]
総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]
エネルギー回収量：エネルギー回収推進施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]
減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差[単位：トン]
最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]

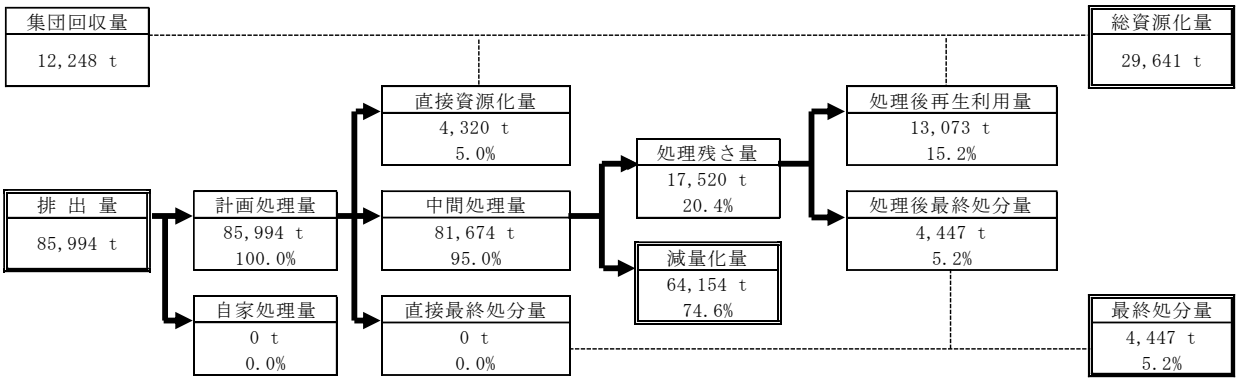

図２　目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和６年度）

３．施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア　資源回収

①　集団回収

構成市では、町内会等の民間団体による集団回収が行われており、実施団体に奨励金を交付している。対象とする品目は、構成市により異なる。

②　構成市におけるリサイクル資源の回収

構成市では、主に、ビン、カン、ペットボトル、資源プラスチック、紙類、布類を回収しており、ビン、カン、ペットボトル、資源プラスチックは本組合で処理し、紙類及び古布類は構成市で直接資源化している。

イ　生ごみ処理容器等の購入費補助

新座市では、生ごみの減量とリサイクルを推進し、循環型社会をさらに促進させることを目的として、生ごみ処理容器購入費の一部を助成している。

ウ　施設に搬入されたごみの資源化

①　再生家具の販売

本組合では、リサイクルプラザ利彩館において、一般家庭から不要品として捨てられた家具等を修理・再生し、販売している。また、エコ文具の展示、リサイクル文庫、リサイクル工房、施設見学等を行い、地域住民に対するごみ減量やリサイクルへの意識向上を推進している。

②　小型家電のリサイクル

本組合では、家電リサイクル法対象の 4 品目及びパソコンを除き、不燃ごみ及び粗大ごみとして回収された小型家電を民間業者に売却して資源化している。

③　金属類等の資源化

本組合では、平成 26 年 12 月に更新した粗大ごみ・ビン処理施設（粗大・不燃ごみ系列）において、選別及び破砕処理後の金属類を回収し、民間業者に売却して資源化している。

④　焼却残渣の資源化

本組合では、焼却処理後に発生する焼却残渣の半分以上を民間業者へ委託し、人口砂や道路路盤材、再生砕石等として資源化している。

エ　その他のごみ減量化及び資源化の取り組み

①　志木市

1）志木市落ち葉銀行

志木市では、平成 29 年 11 月より、今まで可燃ごみとしていた各家庭の落ち葉・剪定枝を回収し、堆肥やゴーヤの苗にしてお返しすることで、ごみの排出量の削減と環境にやさしいまちづくりを目指している。

2）志木市余剰品登録制度

志木市では、家庭における余剰品で、再利用できるものの情報を集め紹介している。市民の方が、廃棄する前に、「もったいない」と思ったとき、又は「譲ってほしい」と思うものがあるときに登録している。

3）レジ袋辞退統一行動（マイバッグキャンペーン）

志木市では、定期的に、協賛店舗や協力団体等の協力のもと、４Ｒ推進と地球温暖化防止のため、マイバッグを持参し、積極的にレジ袋を断る「レジ袋辞退統一行動」を実施し、レジ袋削減に取り組んでいる。

②　新座市

1）公共施設拠点回収の推進

新座市では、市役所や公民館等の公共施設に回収箱を設置し、小型充電式電池、インクカートリッジ、廃食用油及びアルミ付き紙パックを回収している。

2）集団資源回収の推進

新座市では、小・中学校の保護者会及びサークル活動団体等を中心とした地域の団体による集団資源回収を推進し、平成 17 年 11 月からは全町内会で実施されるようになり、県内で唯一、紙・布類の資源物が行政回収から集団資源回収に完全移行され、ごみの減量と再資源化に市民総ぐるみで取り組んでいる。

3）“見直そう･ごみ半減”推進新座市民会議の活用

市長を会長として市民・各種団体・事業者で構成される同会議では、家庭から排出される生ごみの水切りの徹底や“３ない”生活（買いすぎない・作りすぎない・捨てない）の実践を呼び掛けるなど、市民への意識啓発を図っている。

4）にいざ食べきり運動の推進

新座市では、食品ロス削減を含めた生ごみの減量化を図ることを目的として、にいざ食べきり運動を推進している。具体的には、①“３ない”生活（買いすぎない・作りすぎない・捨てない）による食材の廃棄の削減、②参加型幼児向けごみ減量講座を市内保育園の

年長児を対象に実施し、紙芝居や分別ゲーム等を通じて食べ物を作ってくれた人への感謝の気持ちや資源を大切にする心の育成、③にいざ食べきり運動協力店を通じた飲食店から出る食品ロスの削減について、周知を図っている。

③　富士見市

1）各種委員会等での検討

富士見市では、「富士見市環境施策推進市民会議」、「富士見市環境審議会」及び「富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会」等の組織によりごみ減量化等の施策を推進している。

2）公共施設から排出される生ごみの堆肥化

富士見市では、給食センターなど公共施設から排出される生ごみを民間業者で堆肥化している。

3）公園剪定枝葉のチップ化

富士見市では、公園で剪定された枝葉をチップ化し、ぬかるみ対策及び雑草対策として公園等にまいている。

4）地域ボランティア団体の活動

富士見市では、町会や自治会、子供会育成会などの団体からの協力により環境美化活動（ごみゼロ運動）を実施し、地域の環境美化意識の向上に向けた啓発活動を行っている。

5）富士見ふるさと祭り環境コーナーでの活動

富士見市では、富士見ふるさと祭りの環境コーナー（エコ広場）では、環境関連団体や事業所に呼びかけ、様々な企画やリユースを目的としたフリーマーケットなどを行っている。

オ　有料化

現在、事業系ごみについては、従量制により課金し、処理手数料を徴収している。

生活系ごみのうち粗大ごみについては、収集の場合は品目に応じた納付券等により、自己搬入の場合は従量制により課金し、処理手数料を徴収している。

粗大ごみを除く生活系ごみについては、無料での収集・処理となっているが、ごみ排出抑制や排出量に応じた負担の公平性の観点から、現在、本組合及び構成市において、有料化の必要性や効果及び市民生活への影響などの調査・研究を進めている。

(2) 処理体制

ア　生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表２のとおりである。

現在、構成市では、リサイクル資源、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみに区分して分別収集しており、リサイクル資源、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみはステーション方式で収集、粗大ごみは委託業者による戸別収集、又は自己搬入となっている。

今後は、分別徹底による資源回収量の向上や最終処分量削減のための検討を総合的に進めることにより、循環型社会の構築を推進するものとする。

イ　事業系ごみの処理体制の現状と今後

現在、事業系ごみは、事業者による自己搬入、又は一般廃棄物収集運搬許可業者により組合のごみ処理施設に搬入されている。

搬入時の分別区分は、家庭系ごみの分別区分に準じており、施設に搬入する際、持ち込まれたごみの検査を実施している。このとき適正に分別されていない場合には、搬入した業者に対して指導することにより、ごみの減量化への取り組みの推進を図っている。

ウ　一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、組合のごみ処理施設では産業廃棄物の処理は行っていない。

今後においても、組合のごみ処理施設での取り扱いは一般廃棄物のみとする。

エ　今後の処理体制の要点

◇ ごみの分別徹底などによりごみ減量に努め、リサイクル率の向上と最終処分量の削減を推進する。

◇ 事業者などへの適正なごみ排出やリサイクルの推進に向けた指導を継続する。

◇ 富士見環境センター焼却施設に対して基幹的設備改良工事を行い、今後も可燃物の適正処理を継続する。

◇ 新座環境センター焼却施設（東工場、西工場）に対しては、施設の延命化対策手法について検討する。

◇ 最終処分量の削減に向けて、焼却灰の資源化量の拡大について検討する。

表２　志木地区衛生組合各市の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状（平成29年度）						
分別区分		処理方法		処理施設等		処理量（トン）
可燃ごみ		焼却	埋立・資源化	富士見環境センター 焼却施設 新座環境センター 東工場・西工場	最終処分（県・民間の処分場） 資源化（民間業者）	72,732
不燃ごみ		破砕・選別	埋立・資源化	富士見環境センター 粗大ごみ・ビン処理施設 （粗大・不燃ごみ系列） 新座環境センター 粗大ごみ処理施設	最終処分（県・民間の処分場）	2,328
粗大ごみ					資源化（民間業者）	2,339
リサイクル資源	ビン	保管	資源化	富士見環境センター 粗大ごみ・ビン処理施設 （ビン系列）	資源化（民間業者）	2,694
	カン	保管	資源化	カン保管施設	資源化（民間業者）	913
	紙類：新聞紙	リサイクル		［売却］		4,170
	紙類：雑誌類					
	紙類：ダンボール					
	紙類：紙パック					
	紙類：紙製容器包装					
	衣類・布類					
	資源プラスチック	保管	資源化	プラスチック分別処理施設	資源化（民間業者）	2,621
	ペットボトル	保管	資源化	ペットボトル保管施設	資源化（民間業者）	1,246
有害ごみ		保管	資源化	乾電池、廃蛍光管 保管施設	資源化（民間業者）	108

今後（令和6年度）							
分別区分		処理方法		処理施設等		処理量（トン）	分別区分
				一次処理	二次処理		
可燃ごみ		焼却	埋立・資源化	富士見環境センター 焼却施設 新座環境センター 東工場・西工場	最終処分（県・民間の処分場） 資源化（民間業者）	69,767	可燃ごみ
不燃ごみ		破砕・選別	埋立・資源化	富士見環境センター 粗大ごみ・ビン処理施設 （粗大・不燃ごみ系列） 新座環境センター 粗大ごみ処理施設	最終処分（県・民間の処分場）	2,333	不燃ごみ
粗大ごみ					資源化（民間業者）	2,290	粗大ごみ
リサイクル資源	ビン	保管	資源化	富士見環境センター 粗大ごみ・ビン処理施設 （ビン系列）	資源化（民間業者）	2,663	ビン
	カン	保管	資源化	カン保管施設	資源化（民間業者）	887	カン
	紙類：新聞紙	リサイクル		［売却］		4,320	新聞紙
	紙類：雑誌類						雑誌類
	紙類：ダンボール						ダンボール
	紙類：紙パック						紙パック
	紙類：紙製容器包装						紙製容器包装
	衣類・布類						衣類・布類
	資源プラスチック	保管	資源化	プラスチック分別処理施設	資源化（民間業者）	2,453	資源プラスチック
	ペットボトル	保管	資源化	ペットボトル保管施設	資源化（民間業者）	1,165	ペットボトル
有害ごみ		保管	資源化	乾電池、廃蛍光管 保管施設	資源化（民間業者）	116	有害ごみ

(3) 処理施設等の整備

ア　廃棄物処理施設

(2) の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表 3 のとおり必要な施設整備を行う。

表 3　整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間	国土強靭化
1	エネルギー回収型廃棄物処理施設富士見環境センター	富士見環境センター基幹的設備改良事業	180t/24h	富士見市大字 勝瀬 480 番地	R2～R4	―

（整備理由）

事業番号 1　既存施設の老朽化への対処、施設の効率化、温室効果ガスの削減

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 4 のとおり計画支援事業を行う。

表 4　実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	富士見環境センター基幹的設備改良事業（事業番号 1）に係る発注仕様書作成事業	工事発注仕様書の作成	R1

(5) 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業

(3) の施設整備に先立ち、表 5 のとおり長寿命化総合計画支援事業を行う。

表 5　実施する長寿命化総合計画策定支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	富士見環境センター基幹的設備改良事業(事業番号 1) に係る長寿命化総合計画策定事業	長寿命化総合計画の策定	R1

(6) その他の施策

ア　廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

イ　不法投棄対策

不法投棄対策のため、構成市と協力を継続するとともに、市民・事業者に対する不法投棄防止に向けた意識啓発に努める。

併せて、地域住民や警察機関等との連携を図ることで監視体制を強化するなど、不法投棄の未然防止に向けた取り組みの推進に努める。

ウ　地球温暖化防止への対策

本組合では、平成 27 年 3 月に「第四期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画」を策定した。富士見環境センター及び新座環境センターでは、同計画に基づき、基幹的設備改良工事等による高効率機器の導入やインバータ化などにより、電気や燃料使用量を削減することで温室効果ガスの排出抑制に努める。

エ　災害廃棄物への対策

本組合では、災害に対する危機管理体制の充実・強化を図るとともに、県や構成市と連携し、災害発生時における災害廃棄物処理の適正かつ円滑な対応方法を検討する。

表 6　構成市における災害廃棄物処理計画の策定状況

市町村名	志木市	新座市	富士見市
策定状況	策定済	未策定	策定済
策定年月	R3.3	―	R4.4

オ　構成市との情報共有・連携強化

本組合では、重要な施設整備方針の決定やごみ処理に係る諸課題へ対応するため、本組合の行政会議（正副管理者会議、担当部長会議、担当課長会議等）を開催し、構成市と連携を図ったごみ処理体制を構築していく。

４．計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本組合及び構成市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて県及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

添　付　書　類

添付資料１　対象地域図

添付資料２　目標の設定に関するグラフ等

（1）人口

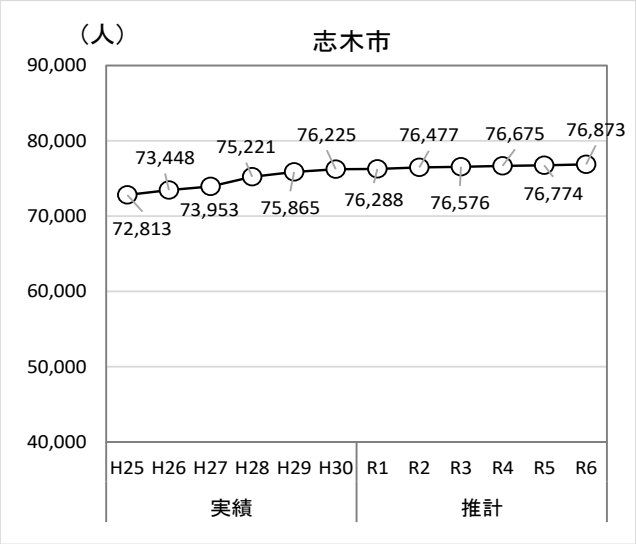

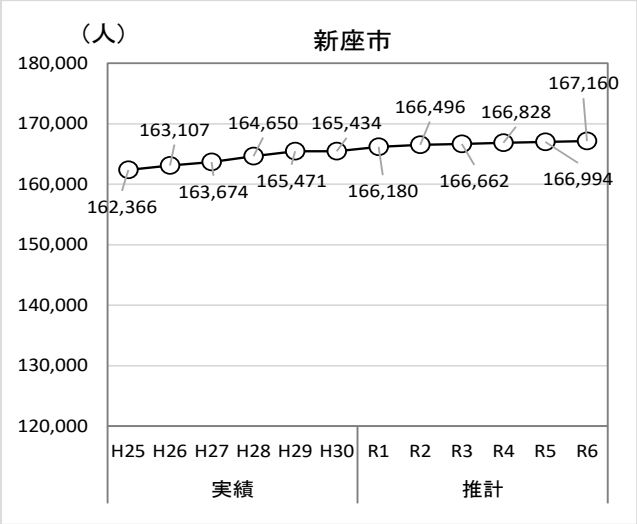

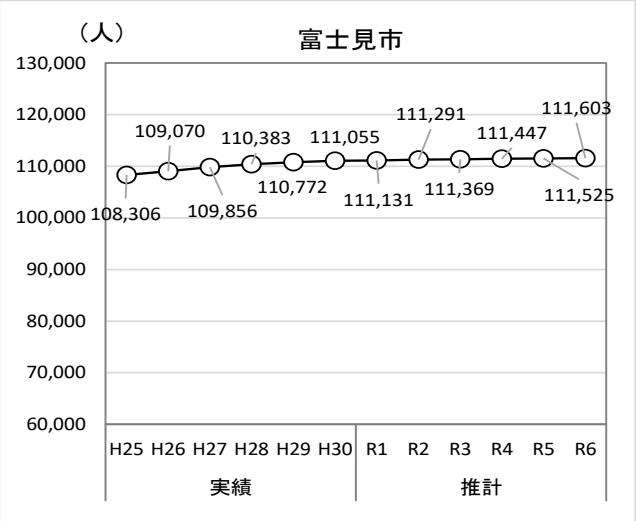

（2）事業所数

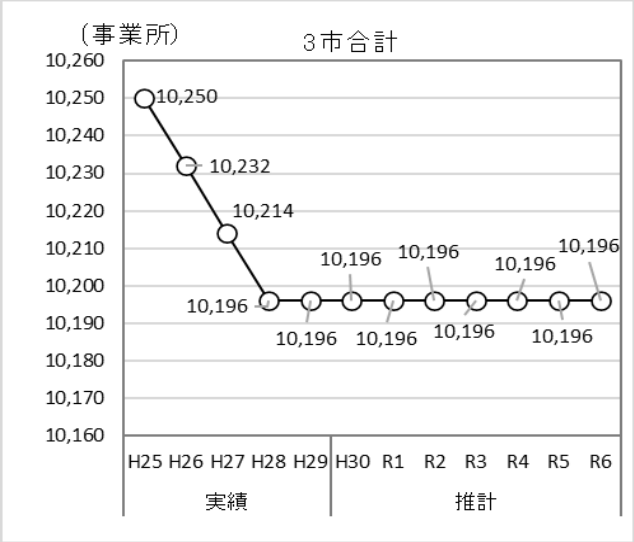

（3）生活系ごみ

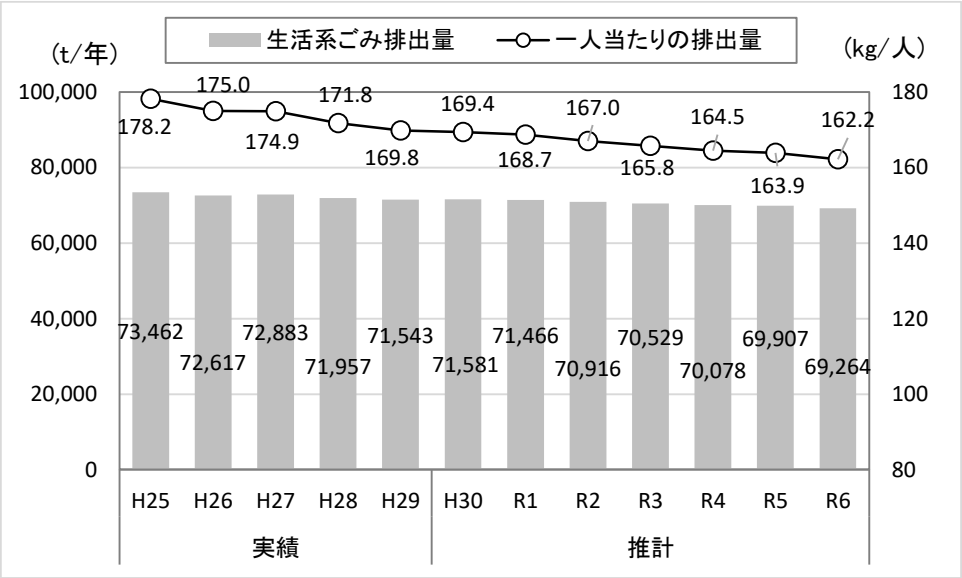

（4）事業系ごみ

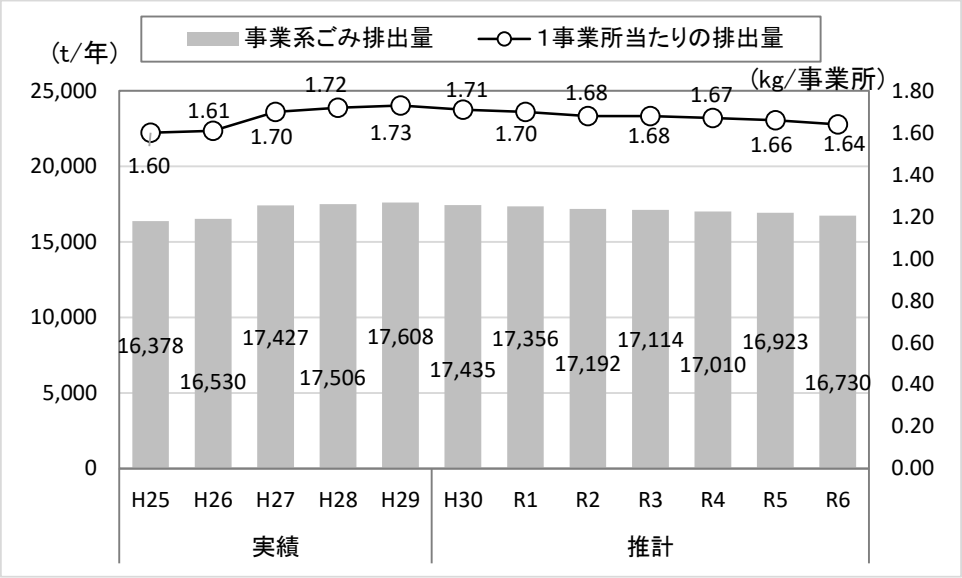

（5）再生利用量とリサイクル率

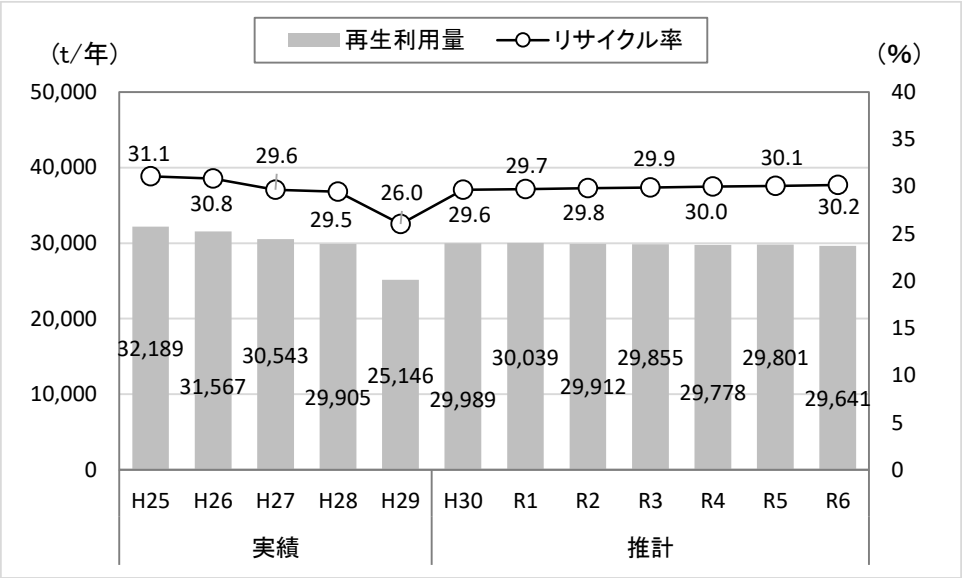

（6）減量化量と減量化率

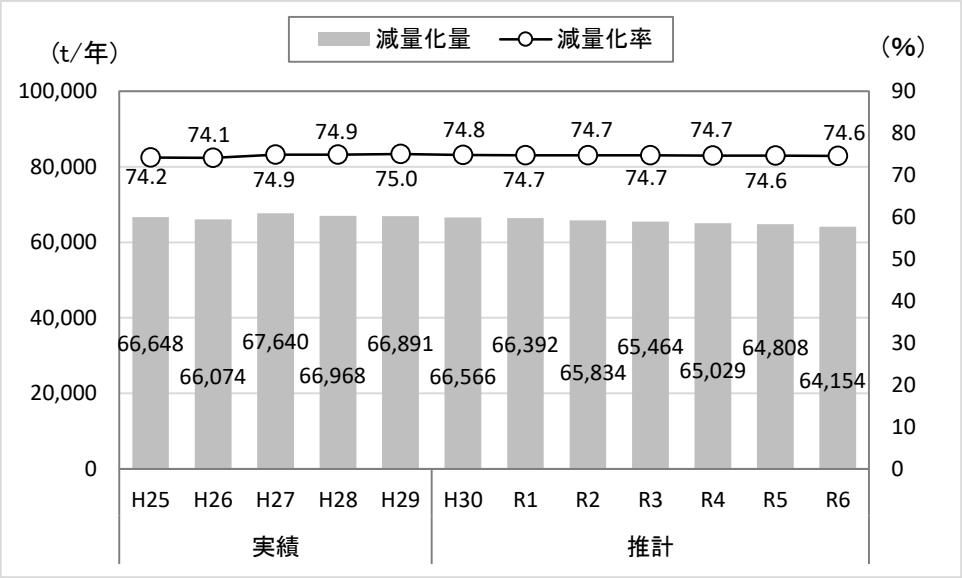

（7）最終処分量と最終処分率

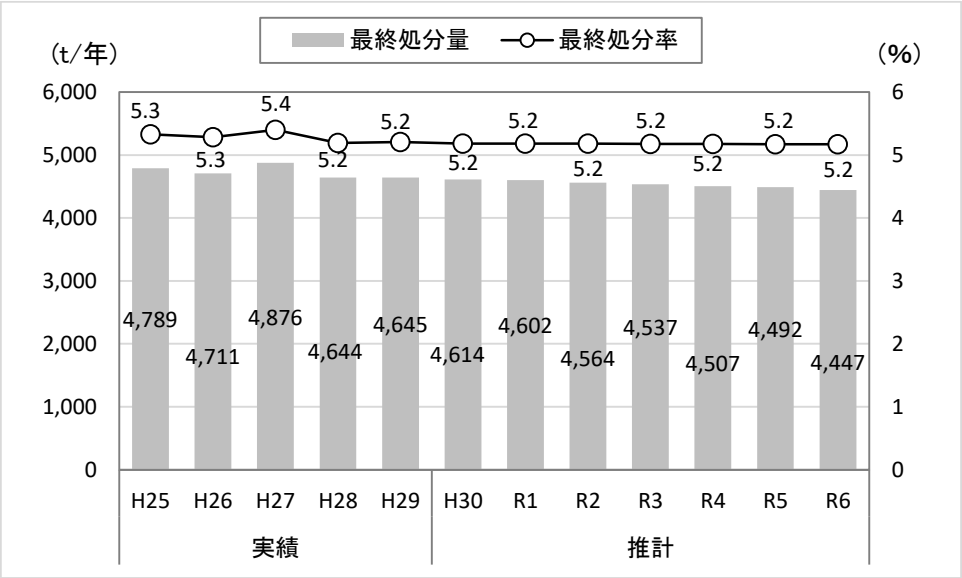

添付資料３　分別区分説明資料

（1）ごみの分別区分（志木市）

<table>
<tr><th colspan="2">分別区分</th><th>ごみの種類</th><th>排出方法</th><th>収集回数</th><th>収集方法</th></tr>
<tr><td rowspan="5">リサイクル資源</td><td>ペットボトル</td><td>PET マークのあるもの</td><td>青いネット
（市指定）</td><td rowspan="5">週１回</td><td rowspan="9">ステーション方式</td></tr>
<tr><td>ビン・
スプレー缶</td><td>化粧品のビン、スプレー缶</td><td>黄色のカゴ
（市指定）</td></tr>
<tr><td>カン</td><td>食用缶、飲料缶</td><td>青色のカゴ
（市指定）</td></tr>
<tr><td>紙類</td><td>新聞、段ボール、雑誌、雑紙（ティッシュ類、チラシ、菓子箱、古はがき等）</td><td>ひもで縛る</td></tr>
<tr><td>布類</td><td>衣類、毛布</td><td>透明又は半透明のビニール袋</td></tr>
<tr><td colspan="2">資源プラスチック</td><td>プラマークのあるもの</td><td>黄緑のネット
（市指定）</td><td>週１回</td></tr>
<tr><td colspan="2">可燃ごみ</td><td>生ごみ、木くず、ゴム革製品、チューブ類、枝、発泡スチロール、ざぶとん等</td><td>透明又は半透明のビニール袋</td><td>週２回</td></tr>
<tr><td rowspan="2">不燃ごみ</td><td>金物、ガラス、陶器類</td><td>CD･DVD、陶器、なべ・フライパン、耐熱ガラス、ひと口コンロ・オーブントースター、小型電化製品、ガラス、傘のほね等</td><td rowspan="2">緑色のカゴと赤い三角コーナー
（市指定）
※乾電池・ライターは赤い三角コーナー</td><td rowspan="2">毎月２回目・４回目</td></tr>
<tr><td>有害ごみ</td><td>乾電池、ライター、蛍光灯</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td><td>縦24cm×横24cm×高さ35cm の３辺のうち１辺でも超えるもの（金属製品、ガスコンロ、タンス、イス、カーペット・ふとん、自転車、電化製品等）</td><td>納付券を貼って家の外敷地内</td><td>随時
（申込制）</td><td>戸別収集</td></tr>
</table>

(2) ごみの分別区分（新座市）

<table>
<tr><th colspan="2">分別区分</th><th>ごみの種類</th><th>排出方法</th><th>収集回数</th><th>収集方法</th></tr>
<tr><td colspan="2">可燃ごみ</td><td>生ごみ、ゴム、革製品、発泡スチロール、木片等</td><td>透明又は白色半透明の袋</td><td>週 2 回</td><td rowspan="13">ステーション方式</td></tr>
<tr><td rowspan="9">リサイクル資源</td><td>カン</td><td>飲料用、缶詰等</td><td>水色のカゴ（市指定）</td><td rowspan="9">週 1 回</td></tr>
<tr><td>ビン（スプレー缶）</td><td>ドリンク剤、ビール瓶、スプレー缶等</td><td>黄色のカゴ（市指定）</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td>PET マークのあるもの</td><td>青色のネット（市指定）</td></tr>
<tr><td>資源プラスチック</td><td>プラマークのあるもの</td><td>緑色のネット（市指定）</td></tr>
<tr><td>新聞</td><td>新聞、折り込みちらし</td><td rowspan="3">ひもで縛る</td></tr>
<tr><td>雑誌・雑がみ</td><td>雑誌、書籍、紙袋、文庫本、ノート等</td></tr>
<tr><td>段ボール</td><td>段ボール</td></tr>
<tr><td>紙パック</td><td>飲料用紙パック</td><td>開いて 10 枚程度にまとめて縛る</td></tr>
<tr><td>布類</td><td>衣類、毛布、タオル、シーツ</td><td>透明の袋</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td><td>せともの、金物、ビデオテープ、ヘルメット、アイロン等</td><td>カゴ、バケツ（カン、ビン用の併用可）</td><td rowspan="4">2 週 1 回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">有害ごみ</td><td>乾電池</td><td>乾電池</td><td>赤色の容器（市指定）</td></tr>
<tr><td>使い捨てライター</td><td>使い捨てライター</td><td>灰色の容器（市指定）</td></tr>
<tr><td>蛍光灯など</td><td>蛍光灯、水銀体温計</td><td>購入時等のケース</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td><td>縦 24cm×横 24cm×高さ 35cm を超えるもの（タンス、机、自転車、ソファー、電子レンジ等）</td><td>「新座市粗大ごみシール」を貼って玄関先や集積所等</td><td>随時（申込制）</td><td>戸別収集</td></tr>
</table>

(3) ごみの分別区分（富士見市）

<table>
<tr><th colspan="2">分別区分</th><th>ごみの種類</th><th>排出方法</th><th>収集回数</th><th>収集方法</th></tr>
<tr><td colspan="2">可燃ごみ</td><td>生ごみ、貝殻、ゴム・革製品、汚れたプラスチック製品、発泡スチロール、木片類等</td><td>透明又は半透明の袋</td><td>週 2 回</td><td rowspan="8">ステーション方式</td></tr>
<tr><td rowspan="5">資源</td><td>資源プラスチック</td><td>プラマークのあるもの</td><td>緑色のネット（市指定）</td><td rowspan="5">週 1 回</td></tr>
<tr><td>ビン類</td><td>ビールビン、飲食物用のビン、化粧品のビン、スプレー缶、カセットガス、電球・蛍光管等</td><td>黄色のカゴ（市指定）</td></tr>
<tr><td>カン</td><td>缶詰用のカン、一斗缶、飲料・食品用のカン、オイルカン等</td><td>水色のカゴ又はダークグリーンのネット（市指定）</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td>PET マークのあるもの</td><td>青色のネット（市指定）</td></tr>
<tr><td>紙・布類</td><td>紙パック、雑がみ、雑誌、本類、新聞、チラシ、段ボール</td><td>ひもで縛る</td></tr>
<tr><td colspan="2">不燃ごみ</td><td>せともの、金属が含まれるもの（ヤカン、ホイル、鍋、CD・DVD、刃物等）、ガラス、コップ、小型家電等</td><td>緑色のカゴ（市指定）</td><td>週 1 回</td></tr>
<tr><td colspan="2">有害ごみ</td><td>ライター、温度計、体温計、乾電池</td><td>赤色の容器（市指定）</td><td>週 1 回</td></tr>
<tr><td colspan="2">粗大ごみ</td><td>縦 24cm×横 24cm×高さ 35cm より大きいもの（ビデオデッキ、カーペット、タンス、布団、自転車等）</td><td>粗大ごみ処理券（シール）を貼って指定場所</td><td>随時（申込制）</td><td>戸別収集</td></tr>
</table>

添付資料４　現有処理施設の概要

（1）地域内の施設の現況と予定（位置図）

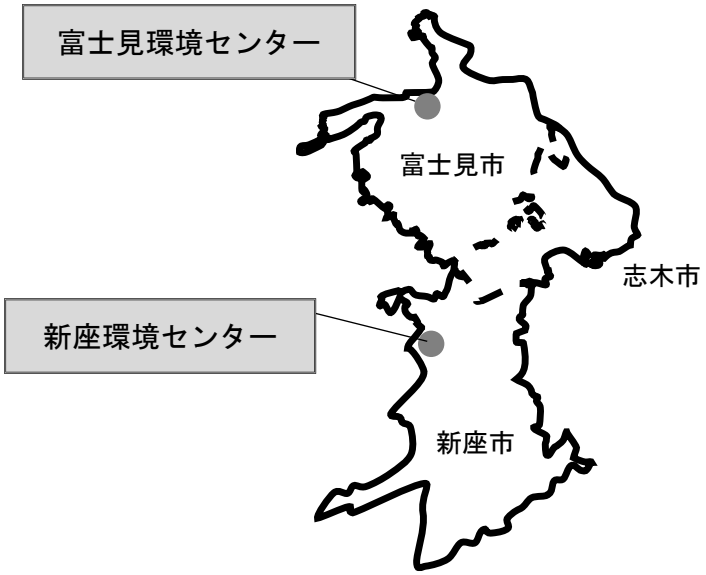

（2）富士見環境センター

項目		内容	
所在地		埼玉県富士見市大字勝瀬 480 番地	
焼却施設	焼却対象廃棄物	可燃ごみ、処理残渣	
	処理方式	ストーカ式（可動）	
	炉型式	全連続運転	
	処理能力	180t/24h（90t×2 基）	
	使用開始	昭和 61 年 3 月（H12.8 ダイオキシン恒久対策工事を実施）	
	余熱利用の状況	場内温水	
	発電能力	無し	
	灰処理設備	焼却灰・集じん灰：薬剤処理	
粗大ごみ・ビン処理施設（粗大・不燃ごみ系列）	処理対象廃棄物	粗大ごみ、不燃ごみ	
	処理方式	破砕、選別	
	処理能力	25t/5h	
	使用開始	平成 26 年 12 月	
資源化等を行う施設	施設区分	粗大ごみ・ビン処理施設	プラスチック分別処理施設
	処理対象廃棄物	ビン、その他	プラスチック
	処理内容	選別	選別、圧縮、梱包
	処理能力	13t/5h	26t/5h
	使用開始	平成 26 年 12 月	平成 14 年 2 月

（3）新座環境センター

項目		内容	
所在地		埼玉県新座市大和田三丁目 9 番 1 号	
焼却施設	施設名	東工場	西工場
	焼却対象廃棄物	可燃ごみ、処理残渣	可燃ごみ
	処理方式	ストーカ式（可動）	ストーカ式（可動）
	炉型式	全連続運転	全連続運転
	処理能力	90t/24h（1 基）	90t/24h（1 基）
	使用開始	昭和 54 年 1 月（H15.2 ダイオキシン恒久対策工事を実施）	平成 6 年 9 月
	余熱利用の状況	場内温水、場外温水	場内温水、場内蒸気
	発電能力	無し	無し
	灰処理設備	焼却灰・集じん灰：薬剤処理	焼却灰・集じん灰：薬剤処理
粗大ごみ処理施設	処理対象廃棄物	可燃性粗大ごみ	
	処理方式	切断	
	処理能力	5t/5h	
	使用開始	昭和 54 年 1 月（平成 15 年 2 月更新）	
	備考	可燃性粗大ごみのみを処理	

様式１循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表１

1　地域の概要

(1)地域名	志木地区衛生組合	(2)地域内人口	352，714人	(3)地域面積		51.60㎡
(4)構成市町村等名	志木市、新座市、富士見市	(5)地域の要件*	(人口) 面積　沖縄　離島　奄美　豪雪、山村　半島　過疎　その他			
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	名称：志木地区衛生組合（以下「組合」と表示） 組合を構成する市町村：志木市、新座市、富士見市 設立：昭和39年6月　足立町外2町衛生組合として設立					

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2　一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状（排出量等に対する割合）					目　標
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和6年度
排出量	事業系　総排出量（トン）	16,378	16,530	17,427	17,506	17,608	16,730（H29比-5.0%）
	1事業所当たりの排出量（トン/事業所）	1.60	1.61	1.70	1.72	1.73	1.64（H29比-5.2%）
	生活系　総排出量（トン）	73,462	72,617	72,883	71,957	71,543	69,264（H29比-3.2%）
	1人当たりの排出量（kg/人）	178.2	175.0	174.9	171.8	169.8	162.2（H29比-4.5%）
	合計　事業系生活系の総排出量合計（トン）	89,840	89,147	90,310	89,463	89,151	85,994（H29比-3.5%）
再生利用量	直接資源化量（トン）	4,457（5.1%）	4,456(5.0%)	4,353（4.8%）	4,212(4.7%)	4,170(4.7%)	4,320　(5.0%)
	総資源化量（トン）	32,189(31.1%)	31,567(30.8%)	30,543(29.6%)	29,905(29.5%)	25,146(26.0%)	29,641　(30.2%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量（年間の発電電力量　MWH）	－	－	－	－	－	－
	エネルギー回収量（年間の熱利用量　GJ）	－	－	－	－	－	－
減量化量	減量化量（中間処理前後の差　トン）	66,648(74.2%)	66,074(74.1%)	67,640(74.9%)	66,968(74.9%)	66,891(75.0%)	64,154　(74.6%)
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	4,789(5.3%)	4,711(5.3%)	4,876(5.4%)	4,644(5.2%)	4,645(5.2%)	4,447　(5.2%)

※　別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

3　一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1)現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	富士見環境センター	志木地区衛生組合	全連続式	180t/日	S61.3			(浸水深2～4m)大雨、洪水に備えて土のうの備蓄や止水板の用意をしている。浸水により施設で廃棄物が処理できなくなった場合は埼玉県清掃行政研究協議会の協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	H12.8ダイオキシン類恒久対策工事
リサイクルセンター	富士見環境センター粗大ごみ・ビン処理施設(粗大・不燃ごみ系列)	志木地区衛生組合	破砕、選別	25t/5h	H26.12			(浸水深2～4m)大雨、洪水に備えて土のうの備蓄や止水板の用意をしている。浸水により施設で廃棄物が処理できなくなった場合は埼玉県清掃行政研究協議会の協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	
リサイクルセンター	富士見環境センター粗大ごみ・ビン処理施設(ビン系列)	志木地区衛生組合	選別	13t/5h	H26.12			(浸水深2～4m)大雨、洪水に備えて土のうの備蓄や止水板の用意をしている。浸水により施設で廃棄物が処理できなくなった場合は埼玉県清掃行政研究協議会の協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	
容器包装リサイクル推進施設	富士見環境センター プラスチック分別処理施設	志木地区衛生組合	選別・圧縮・梱包	26t/5h	H14.2			(浸水深2～4m)大雨、洪水に備えて土のうの備蓄や止水板の用意をしている。浸水により施設で廃棄物が処理できなくなった場合は埼玉県清掃行政研究協議会の協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	
ごみ焼却施設	新座環境センター東工場	志木地区衛生組合	全連続式	90t/日	S54.1			(浸水深0.5～3m)大雨、洪水に備えて土のうの備蓄や止水板の用意をしている。浸水により施設で廃棄物が処理できなくなった場合は埼玉県清掃行政研究協議会の協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	H15.2ダイオキシン類恒久対策工事
ごみ焼却施設	新座環境センター西工場	志木地区衛生組合	全連続式	90t/日	H6.9			(浸水深0.5～3m)大雨、洪水に備えて土のうの備蓄や止水板の用意をしている。浸水により施設で廃棄物が処理できなくなった場合は埼玉県清掃行政研究協議会の協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	
ごみ焼却施設前処理設備	新座環境センター粗大ごみ処理施設	志木地区衛生組合	切断	5t/5h	S54.1			(浸水深0.5～3m)大雨、洪水に備えて土のうの備蓄や止水板の用意をしている。浸水により施設で廃棄物が処理できなくなった場合は埼玉県清掃行政研究協議会の協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。	H15.2更新

(2)更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無(解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック再商品化を実施するための施設整備事業	備考
ごみ焼却施設	富士見環境センター	志木地区衛生組合	全連続式	180t/日	R5.3	施設老朽化、温室効果ガス削減等			(浸水深2～4m)大雨、洪水に備えて土のうの備蓄や止水版の用意をしている。浸水により施設で廃棄物が処理できなくなった場合は埼玉県清掃行政研究協議会の協定に基づき、周辺自治体へ処理を依頼する。		

様式２

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表２　（令和４年度）

事業種別 / 事業名称	事業番号	事業主体名称	規模	単位	事業期間 開始	事業期間 終了	総事業費（千円）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	交付対象事業費（千円）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
○エネルギー回収等に関する事業							4,567,145	0	55,633	2,031,518	2,479,994	0	2,247,257	0	44,966	1,004,686	1,197,605	0	
富士見環境センター基幹的設備改良事業	1	組合	180	t/D	R2	R4	4,567,145	0	55,633	2,031,518	2,479,994	0	2,247,257	0	44,966	1,004,686	1,197,605	0	
○施設整備に関する計画支援に関する事業							7,700	7,700	0	0	0	0	7,700	7,700	0	0	0	0	
（事業番号1）に係る発注仕様書作成事業	1	組合			R1	R1	7,700	7,700	0	0	0	0	7,700	7,700	0	0	0	0	
○廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援に関する事業							5,500	5,500	0	0	0	0	5,500	5,500	0	0	0	0	
（事業番号1）に係る長寿命化総合計画策定事業	1	組合			R1	R1	5,500	5,500	0	0	0	0	5,500	5,500	0	0	0	0	
合計							4,580,345	13,200	55,633	2,031,518	2,479,994	0	2,260,457	13,200	44,966	1,004,686	1,197,605	0	

【参考資料様式 2】

施設概要（エネルギー回収施設系）

都道府県　埼玉県

(1)事業主体名	志木地区衛生組合
(2)施設名称	富士見環境センター焼却施設
(3)工期	令和 2 年度（2020 年度）　～　令和 4 年度（2022 年度）
(4)施設規模	処理能力　180 t /日（90t/日×2 炉）
(5)形式及び処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
(6)余熱利用の計画	１．発電の有無　有（発電効率　　%）　・　(無) ２．熱回収の有無　(有)（熱回収率 22.5%）　・　無
(7)地域計画内の役割	基幹的設備改良工事を行うことにより、地域内における可燃物の適正処理を継続する（二酸化炭素削減率：4.4%）
(8)廃焼却施設 解体工事の有無	有　(無)

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9)燃料の利用計画	

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10)バイオガス熱利用率	kWh/ごみ t
(11)バイオガスの 利用計画	

(12)事業計画額	4,567,145 千円 うち、交付対象事業費　2,247,257 千円

【参考資料様式 8】

計画支援概要

都道府県　埼玉県

(1)事業主体名	志木地区衛生組合	
(2) 事業目的	富士見環境センター焼却施設における基幹的設備改良工事のため	
(3)事業名称	富士見環境センター基幹的設備改良事業に係る長寿命化総合計画策定事業	富士見環境センター基幹的設備改良事業に係る発注仕様書作成事業
(4) 事業期間	令和元年度（2019 年度）	令和元年度（2019 年度）
(5) 事業概要	・長寿命化総合計画の策定	・工事発注仕様書の作成

(6)事業計画額	5,500 千円 うち、交付対象事業費　5,500 千円	7,700 千円 うち、交付対象事業費　7,700 千円

新座市洪水・土砂災害ハザードマップ

保存版

Map of flood disaster areas and Landslide warning areas in Niiza city

新座市洪水灾害、泥石流灾害危险地图　니이자시 홍수 재해, 토사 재해 지도

発行：新座市
発行年月：令和４年３月
〒352−8623 埼玉県新座市野火止一丁目１番１号
電話番号：048−477−2502
ホームページ：https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/17/r03kouzui-dosyasaigai-hazardmap.html
問合せ先：危機管理室

～自分の安全は自分で守る　自分たちのまちは自分たちで守る～

この地図は、荒川、柳瀬川、黒目川が氾濫し洪水が発生した際の浸水の状況と、土砂災害（特別）警戒区域（がけ崩れにより被害を受けるおそれがある場所）、風水害時における避難場所の位置を示したものです。

河川の氾濫については、想定最大規模の大雨（おおむね 1000 年に 1 度程度の確率で発生すると考えられる大雨）が降った場合を想定したものです。

この地図で自宅の周辺の災害リスクや、避難場所・避難経路を確認し、いざというときに適切な行動がとれるよう備えてください。

●作成のもととした洪水浸水想定区域図等

・荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（作成主体：国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所・荒川下流河川事務所
平成 28 年 5 月 30 日指定。荒川流域の 72 時間総雨量 632mm）

・荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（作成主体：埼玉県県土整備部河川砂防課
令和 2 年 5 月 26 日指定。新河岸川流域の 2 日間総雨量 746mm）

（参考）アメダス所沢観測所では、令和元年東日本台風（台風第１９号）接近時に 72 時間で 362.5mm の降水量を記録しています。

【平成３０年７月豪雨による水害の状況（岡山県）】

このマップの利用方法

このマップを参考にして、以下の項目を確認してみましょう。

□ 自宅やよく行く施設、場所、よく通るところの浸水やがけ崩れの可能性
□ 避難する場所や避難経路
□ 避難の目安となる情報ととるべき行動
□ 洪水・土砂災害時の避難方法

新座市では、９月の第１日曜日を「新座市家族防災会議の日」と定めています。各家庭で、防災への取組みについて話し合い、あわせて、地域の自主防災組織や、防災訓練・避難訓練への積極的な参加を検討してみてください。

1 避難の目安となる情報

雨の強さの目安

雨の降り具合を確認し、河川の増水などにより洪水が起きる可能性に注意しましょう。

やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
１時間に１０～２０mm	１時間に２０～３０mm	１時間に３０～５０mm	１時間に５０～８０mm	１時間に８０mm以上
ザーザーと降る雨	どしゃ降りの雨	バケツをひっくり返したように降る雨	滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる雨
この程度の雨でも長く続く時は注意が必要となる。	側溝や集水口（グレーチング）、小さな川があふれ、小規模のがけ崩れが始まる。	山崩れ・がけ崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要となる。道路が川のようになる。	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。マンホールから水が噴出する。水しぶきで辺りが白っぽく視界が悪くなる。多くの災害が発生する。	雨による大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要となる。

避難情報の種類

雨により、河川が増水し、洪水が起きたり、がけ崩れが発生するおそれがあります。新座市は、埼玉県や気象庁が共同で発表する「氾濫警戒情報」や「土砂災害警戒情報」に基づき、時間帯や降雨状況等を総合的に判断した上で、避難情報（レベル３以上の行動を促す情報等）を発令することがあります。
なお、避難情報（レベル３以上の行動を促す情報等）の名称は、今後変更されることがあります。

警戒レベル	行動を促す情報	状況	住民がとるべき行動
5	緊急安全確保	災害発生又は切迫	命の危険、直ちに安全確保
	<警戒レベル４までに必ず避難！>		
4	避難指示	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難
3	高齢者等避難	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難
2	大雨・洪水注意報	気象状況悪化	自らの避難行動を確認
1	早期注意情報（警報級の可能性）	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める

※　市は、警戒レベル３以上を発令するとともに、避難場所を開設します。
※　警戒レベル５は、状況を把握できた場合に発令するため、必ず発令されるとは限りません。
※　警戒レベル４「避難指示」は、昨年度までの「避難勧告」と同じ段階で発令します。
※　警戒レベル３は、高齢者等以外の方も、必要に応じて普段の行動を見合わせたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

洪水や浸水害、土砂災害のおそれがあり、なおかつ、夜間や道路冠水等で避難場所への立ち退き避難が困難な場合には、あらかじめ確認しておいた近隣の安全な場所へ避難してください。
それが困難な場合には、その時点に居る建物内で可能な限り高い場所へ緊急避難してください。

基準水位

避難に関する情報は、河川の水位の上昇を参考にして発令します。

河川	水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
荒　川	治水橋	7．00m	7．50m	12．20m	12．70m
柳瀬川	清柳橋	19．15m	19．65m	20．53m	20．87m
黒目川	浜　崎	5．10m	5．80m	－	6．04m

上記基準水位は令和２年のものであり、今後変更されることがあります。

水防団待機水位：水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位
氾濫注意水位：水防団が出動して河川の警戒にあたる水位
避難判断水位：レベル３　避難準備・高齢者等避難開始の発令の目安であり、避難に時間がかかる方が避難を開始する水位
氾濫危険水位：レベル４　避難勧告の発令の目安であり、河川が氾濫するおそれのある水位

河川の最新の水位は「国土交通省　川の防災情報」（ＱＲコード参照）で確認できます。
■国土交通省　川の防災情報へのリンク
○荒川治水橋水位観測所
○黒目川浜崎水位観測所
○柳瀬川清柳橋水位観測所

急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）の前兆現象

○斜面に亀裂ができる
○斜面にはらみがみられる

○普段澄んでいる湧き水が濁ってきた、水の吹き出しがみられる
○湧き水の急激な増加あるいは減少・枯渇が認められる

○小石が斜面からばらばらと落ち出す
○斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる

土砂災害について

○土砂災害の種類

土砂災害は、「急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）」、「土石流」、「地すべり」の３つに分けられ、何日か続く長雨や大雨、突然の集中豪雨及び地震によって発生し、全国各地で被害が発生しています。
新座市で発生するおそれがある土砂災害は、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）のみです。

○土砂災害防止法

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）は、土砂災害から国民の命を守るため、土砂災害のおそれがある区域を法律で指定し、危険の周知・警戒避難体制の整備をしていくものです。
また、著しい土砂災害が発生すると予想される区域では、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転の促進などのソフト対策を推進しようとするものです。

がけ崩れ

急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）は、雨や地震等の影響で地盤がゆるみ、突然斜面が崩れ落ちる現象です。急な斜面で発生しやすいため崩壊速度が極めて速く、逃げ遅れる人が多いという特徴があります。

○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると土砂災害防止法で指定された区域です。指定されると、地域防災計画に基づいて土砂災害に関する危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

○土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、著しい危害が生じるおそれがあると土砂災害防止法で指定された区域です。指定されると、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等の措置が講じられます。

情報の入手先

各機関が発表する情報は、テレビ・ラジオのほか、インターネット上でも入手することができます。
これらのホームページなどから積極的に情報を収集しましょう。

■新座市公式 LINE（QR コード読取）
○LINE アプリのインストール用
○新座市公式 LINE の友だち追加用

■新座市公式ページ
https://www.city.niiza.lg.jp/

■埼玉県公式ページ（危機管理・防災・防犯等）
https://www.pref.saitama.lg.jp/theme/anzen/index.html

■気象庁公式ページ（防災情報）
気象警報・注意報、大雨・洪水警報の危険度分布、指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報、雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト）など
http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html

■国土交通省川の防災情報（市町村概況【新座市】（河川の水位と雨量の状況））
https://www.river.go.jp/kawabou/html/map/gk/1101/1101230/ipGaikyoMap_tc1101230_fw0.html

避難情報の伝達系統

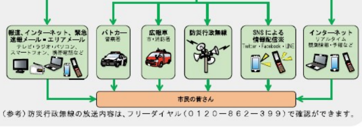

（参考）防災行政無線の放送内容は、フリーダイヤル（０１２０−８６２−３９９）で確認ができます。

2 避難の際の心得

心構えと準備

●避難場所と避難経路の確認を

日頃から、洪水・土砂災害時の避難場所と安全に移動できる避難経路を確認しておきましょう。
浸水の状況の変化に備え、複数の避難経路を考えておきましょう。

●正確な情報収集と自主的避難を

ラジオ・テレビ、インターネットなどで最新の気象情報、災害情報、避難情報を確認しましょう。
雨の降り方や浸水の状況に注意し、危険を感じたら自主的に避難しましょう。

●避難の呼びかけに注意を

危険が迫ったときには、市役所や消防署から避難を呼びかけることがあります。呼びかけがあったときは、速やかに避難しましょう。

●避難する前に

あわてず冷静に周囲の状況を確認しましょう。
避難する前には、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉め、火の始末をしましょう。

避難時の心得

●動きやすい服装、２人以上での避難を

避難するときは、動きやすい服装で避難しましょう。
また、単独行動は避け、２人以上での避難を心がけましょう。

●はき物に注意を

裸足、サンダル、長靴は危険です。歩きやすい運動靴で避難しましょう。

●水深や流れの強さに注意を

歩くときは、水深や流れを考慮し、無理をしないようにしましょう。
歩くことができる深さは、男性で約７０センチまで、女性で約５０センチまでです。

●段差・溝に注意を

避難するときは、できるだけ浸水していない道路を選びましょう。
また、浸水している場所では、溝や水路に十分注意しましょう。

避難時の留意点

●万一逃げ遅れたら

避難が遅れて浸水してしまったときは、予定された避難場所に避難することが必ずしも適切ではないため、状況に応じて柔軟に各自で判断し、建物の２階や屋根などの高い場所に移動し、落ち着いて救助を待ちましょう。

●車での避難は控えて

車での避難は、緊急車両の通行の妨げになりますので、特別な場合を除きやめましょう。
また、水防活動の妨げになりますので、自動車を堤防や道路に放置しないようにしましょう。

●危険箇所に注意を

浸水のおそれがある立体交差点（アンダーパス）や土砂災害のおそれがある場所などは、二次災害のおそれがありますので、近づかないようにしましょう。

●異常を発見したら

浸水しそうな場所や雨水が噴き出してマンホールの蓋が外れそうな場所など、異常のある箇所を発見したときは、近づかないようにしましょう。

地下空間の危険性

●地上が冠水すると一気に水が流れ込んできます

換気口など思わぬところから水が入ってくることがあります。
また、水が流れ落ちてくると、階段は登ることができなくなります。

●水圧でドアが開きません

浸水すると、外開きでも内開きでもドアを開けることができなくなります。

注意を要する箇所

●立体交差点（アンダーパス）

道路や鉄道などが立体交差し、道路が低くなっている所は、水がたまるため通行ができなくなります。

●低いところ（窪地）

アンダーパスのほか、周辺の土地より低くなっている道路なども、周辺の土地から水が流れ込み、水がたまるため通行ができなくなります。

3 要配慮者への支援

高齢の方、身体の不自由な方など、情報の把握や避難の行動に時間がかかる方は、早めに避難をする必要があります。これらの方が早めに避難できるよう支援しましょう。
また、近所に、避難に際し援助を必要とする方がいるときは、その避難にも協力しましょう。

●高齢の方・病気の方には

車いすや応急の担架などを使い、２人以上で避難に協力しましょう。緊急の際は、ロープなどを使い背負って避難しましょう。

●目の不自由な方には

まず、「お手伝いしましょうか。」などと声をかけましょう。
次に、杖を持っていない側にまわり、案内者の腕を軽く持ってもらいます。階段や障害物などの状況を説明しながら、半歩前をゆっくりと歩きましょう。

●耳の不自由な方には

近くに寄って、相手にまっすぐ顔を向け、口を大きくはっきりと動かして話しましょう。
また、紙に書く、身振りをするなどして情報を分かりやすく伝えましょう。

●体の不自由な方には

車いすでの避難には、必ず３人以上で協力しましょう。階段を上がるときは車いすが前向きに、下がるときは車いすが後ろ向きになるように避難しましょう。

●外国の方には

声をかけ、言葉が通じないときは、身振り手振りを交えて話しかけるなどして、孤立しないようにしましょう。

●妊婦・乳幼児には

妊婦や乳幼児がいるときは、避難の行動が遅れることがあります。
避難する際などは地域の皆さんで協力して助け合いましょう。

4 予想される浸水の継続時間

浸水継続時間

【柳瀬川】

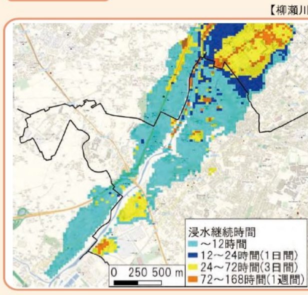

この図は、想定最大規模の降雨の際に、破堤や越水等の河川氾濫が生じ、ある地点に氾濫水が到達し、その浸水の深さが 50cm に達してから 50cm 未満となるまでの時間の最大値を示すものです。
時間の最大値については、荒川水系荒川洪水浸水想定区域図のものと、荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図のものを比較し、より長い方を反映させています。
浸水継続時間が 72 時間を超える地域では、河川の氾濫により孤立する可能性があります。原則として浸水想定区域外への立退き避難を行ってください。

【黒目川】

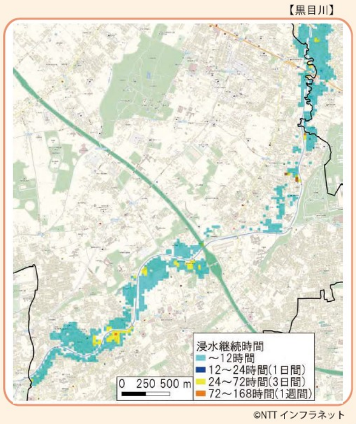

©NTT インフラネット

新座市洪水・土砂災害ハザードマップ

Map of flood disaster areas and Landslide warning areas in Niiza city
新座市洪水灾害、泥石流灾害危险地图
니이자시 홍수 재해, 토사 재해 지도

凡例 Legend 凡例 범례

予想される浸水の深さ 预测洪水发生时浸水的深度	Expected Water Level 예상되는 침수 정도
3～5ｍ未満の区域 3m～less than 5m	2階の軒下まで浸水する程度 Flood waters will reach the second floor roof.
0.5～3ｍ未満の区域 0.5m～less than 3m	2階の床まで浸水する程度 Flood waters will reach the second floor.
0.5ｍ未満の区域 Less than 0.5m	大人の膝までつかる程度 Flood waters will be knee-deep(adult).

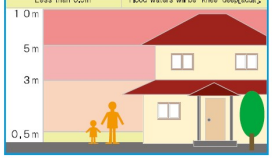

高層階にお住まいの方

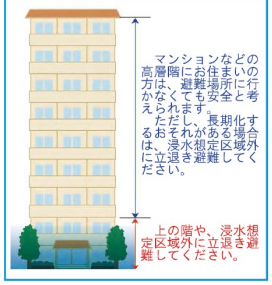

マンションなどの高層階にお住まいの方は、避難場所に行かなくても安全と考えられます。
ただし、長期化するおそれがある場合は、浸水想定区域外に立退き避難してください。

上の階や、浸水想定区域外に立退き避難してください。

記号 Sign 记号 기호

指定緊急避難場所（風水害時）	Designated Emergency Evacuation Site 指定紧急避难地点	지정 긴급 대피 장소
市役所	City Hall 市政府	시청
出張所	Branch Office 办事处	출장소
消防署	Central Fire Station 消防署	소방서
消防団車庫	Local Fire Station Garage 消防团车库	소방단 차고
警察署	Police Station 警察署	경찰서
交番	Police Box 派出所	파출소
救急病院	Emergency Hospital 急救医院	구급 병원
ヘリポート	Helicopter Port 直升飞机场	헬리포트
防災行政無線	Disaster-prevention Administrative Radio 防灾行政无线电	방재 행정 무선
市境	City boundary 市边界	시의 경계
町丁字界	Boundary of Machi/Aza 市镇丁子的境界	동(읍)의 경계
防災ブロック	Disaster-prevention Block 防灾街区界限	방재 블록
緊急輸送道路	Emergency Transportation Road 紧急搬运道路	긴급 수송 도로
アンダーパス	Underpass 地下道	언더 패스 지하로
土砂災害警戒区域※1	Landslide Warning Areas 泥石流灾害警戒区域	드사 재해 경계 구역
家屋倒壊等氾濫想定区域※2（河岸浸食）	Area with Building Collapse Risk (River erosion) 应易倒塌警戒区域（河流侵蚀）	주택 붕괴 등 경보 예상 지역（하천 침식）
内水による主な道路冠水箇所※3	Flooded area 因雨庄道路水	빗가리 도로 잠수 개소

※1 土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民に危害が生じるおそれがあるものとして土砂災害防止法が指定した区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域をいいます。
土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのあるものとして土砂災害防止法が指定した区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造を規制すべき区域をいいます。

※2 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）とは、洪水の際に河岸が削られて、家屋が倒壊するおそれがある区域です。この区域の住民の方は、原則として早期に浸水想定区域外へ立退き避難をしてください。

※3 内水による主な道路冠水箇所とは、平成２８年から令和２年までの集中豪雨等の際に市に報告があった内水による主な道路冠水箇所を示しています（範囲は目安です。また、水防法に基づく雨水出水浸水想定区域ではありません。）。避難経路を検討する際の参考としてください。なお、内水による浸水履歴については、新座市公式ホームページ「浸水履歴」で公開しています。

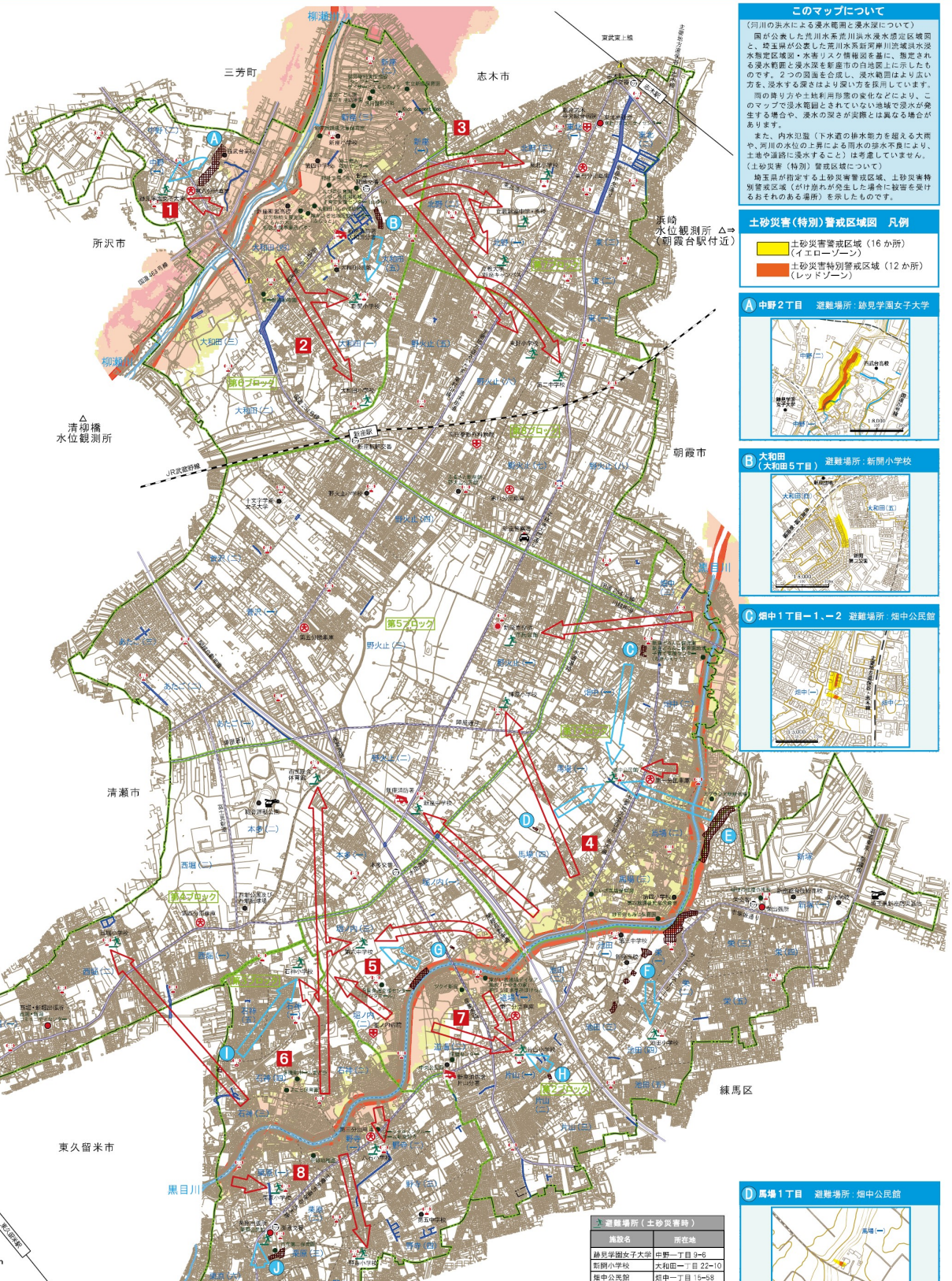

避難場所（洪水時）

対象地区	避難対象町丁目	施設名	所在地
1	中野一丁目の一部 中野二丁目の一部	跡見学園女子大学	中野一丁目 9-6
2	大和田一丁目の一部 大和田三丁目全域 大和田四丁目全域 大和田五丁目の一部	新開小学校	大和田一丁目 22-10
		大和田小学校	大和田一丁目 1-30
3	新座一丁目の一部 新座二丁目全域 新座三丁目全域	東北小学校	北野三丁目 1-1
		立教大学新座キャンパス	北野一丁目 2-26
		立教新座中学・高校	北野一丁目 2-25
		東野小学校	野火止六丁目 22-12
		第二中学校	野火止七丁目 17-10
4	畑中二丁目の一部 畑中三丁目の一部 馬場一丁目の一部 馬場二丁目全域 馬場三丁目全域 馬場四丁目の一部	畑中公民館	畑中一丁目 15-58
		市民会館	野火止一丁目 1-2
		陽原小学校	野火止一丁目 18-20
		新座中学校	野火止二丁目 4-1
5	堀ノ内一丁目の一部 堀ノ内三丁目の一部	第六中学校	堀ノ内三丁目 11-1
		石神小学校	石神一丁目 10-20
6	石神二丁目の一部 石神三丁目全域 石神四丁目の一部	第六中学校	堀ノ内三丁目 11-1
		石神小学校	石神一丁目 10-20
		西堀小学校	西堀二丁目 18-3
		市民総合体育館	本多二丁目 1-20
7	道場一丁目の一部 道場二丁目の一部	片山小学校	片山一丁目 8-31
8	野寺一丁目全域 栗原一丁目の一部	栗原小学校	栗原一丁目 5-1
		八石小学校	野寺二丁目 8-45
		野寺小学校	野寺五丁目 1-24

注）この洪水・土砂災害ハザードマップで示されている避難場所は、予測される洪水に対応した避難場所であり、震災時の避難場所とは必ずしも一致しません。震災時の避難場所は、浸水する可能性がある場所もありますので、十分注意してください。

避難場所（土砂災害時）

施設名	所在地
跡見学園女子大学	中野一丁目 9-6
新開小学校	大和田一丁目 22-10
畑中公民館	畑中一丁目 15-58
池田小学校	池田四丁目 8-49
第八中学校	堀ノ内三丁目 11-1
片山小学校	片山一丁目 8-31
石神小学校	石神一丁目 10-20
栗原公民館	栗原三丁目 8-34

このマップについて

（河川の洪水による浸水範囲と浸水深について）

国が公表した荒川水系荒川洪水浸水想定区域図と、埼玉県が公表した荒川水系新河岸川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図を基に、指定される浸水範囲と浸水深を新座市の白地図上に示したものです。２つの図面を合成し、浸水範囲はより広い方を、浸水する深さはより深い方を採用しています。

雨の降り方や土地利用形態の変化などにより、このマップで浸水範囲とされていない地域で浸水が発生する場合や、浸水の深さが実際とは異なる場合があります。

また、内水氾濫（下水道の排水能力を超える大雨や、河川の水位の上昇による雨水の排水不良により、土地や道路に浸水すること）は考慮していません。

（土砂災害（特別）警戒区域について）

埼玉県が指定する土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（がけ崩れが発生した場合に被害を受けるおそれのある場所）を示したものです。

土砂災害（特別）警戒区域図　凡例

- 土砂災害警戒区域（16 か所）（イエローゾーン）
- 土砂災害特別警戒区域（12 か所）（レッドゾーン）

A 中野２丁目　避難場所：跡見学園女子大学

B 大和田（大和田５丁目）　避難場所：新開小学校

C 畑中１丁目－１、－２　避難場所：畑中公民館

D 馬場１丁目　避難場所：畑中公民館

E 新座市営西（新座市営高苑西）　避難場所：畑中公民館

F 妙音沢、新座高校　避難場所：池田小学校
池田１丁目－１、－２　避難場所：池田小学校
池田３丁目　避難場所：池田小学校

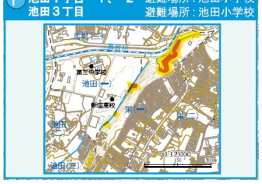

G 堀ノ内１丁目　避難場所：第六中学校
堀ノ内２丁目－２　避難場所：第六中学校

H 片山２丁目－１　避難場所：片山小学校

I 石神４丁目　避難場所：石神小学校

J 栗原３丁目　避難場所：栗原公民館

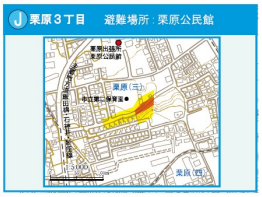

保存版
捨てずに保管してください

富士見市 防災ガイドブック

（地震・洪水・内水・土砂災害ハザードマップ）

備蓄品例、マイ・タイムライン、避難方法、情報収集方法、etc…

もしもの備え
地震
洪水・内水
土砂災害

ハザードマップとは

災害に関する情報と避難方法などを市民のみなさんに提供することにより、日頃からの防災意識を高めるとともに、いざというときに避難行動が安全かつスムーズに行われ、被害を最小限にすることを目的とした地図です。

地震ハザードマップ

地震ハザードマップは、埼玉県が平成 24・25 年度に行った「埼玉県地震被害想定調査」における5つの地震（東京湾北部、茨城県南部、元禄型関東、関東平野北西縁断層帯、立川断層帯）のうち被害想定の規模や発生確率などを総合的に勘案し、東京湾北部地震を想定地震としました。

この被害想定に基づき、「建物倒壊危険度」「揺れやすさ」「液状化可能性」を示しています。

洪水・内水ハザードマップ

洪水・内水ハザードマップは、国土交通省が平成 28 年度に示した荒川水系荒川・入間川浸水想定区域及び、埼玉県が令和2年度に示した荒川水系新河岸川流域浸水想定区域図・水害リスク情報図をもとに作成した浸水想定区域図と、過去の台風や集中豪雨などによる富士見市の浸水実績を重ね合わせて、荒川・入間川及び新河岸川・柳瀬川の氾濫等により浸水するおそれのある地域を示しています。

また、本洪水ハザードマップについては、水防法の規定に基づき作成されたものです。

土砂災害ハザードマップ

土砂災害ハザードマップは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）に基づき、埼玉県が平成 26 年度、平成 27 年度に指定した土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の情報を示したものです。

土砂災害ハザードマップは、がけ崩れなどが発生した場合に被害を受けるおそれのある地域や土砂災害に関する情報を示しています。

防災ガイドブックの使い方

防災ガイドブックは、地震・洪水・内水・土砂災害の各災害に対する備えや対処方法、避難所、防災情報の入手方法など、災害時に役立つ情報をまとめたものです。このガイドブックを普段から目につきやすい場所に保管して、もしものときに備えて家族で話し合いをしておくようにしましょう。

1. まず、ご自身が住んでいる場所に災害の危険があるか確認しましょう
2. 次に、自分たちが避難する場所に印をつけましょう
3. さらに、避難経路を実際に歩いて確認しましょう

火事・救急 119番　警察 110番　災害用伝言ダイヤル 171番

発行：富士見市
発行日：令和３年５月
所在地：〒354-8511　富士見市大字鶴馬 1800 番地の１
TEL.049-251-2711(代表)
FAX.049-251-2760
ホームページ：
http://www.city.fujimi.saitama.jp/

マイ・タイムライン記入シート

家のマイ・タイムライン

経過時間	行政からの連絡	マイ・タイムライン
3日前（台風発生）	台風予報 警戒レベル1相当	事前にしておくことリスト
2日前	大雨注意報 洪水注意報 警戒レベル2相当	
1日前	大雨警報 洪水警報	避難するタイミングを記入しよう
雨・風が時間とともに強くなる	警戒レベル3 発令 高齢者等避難	
	警戒レベル4 発令 避難指示	避難先を記入しておこう（複数の場所を想定しておこう）
0時間前	警戒レベル5 発令 緊急安全確保 大雨特別警報	逃げ遅れた場合の命を守るための最善の行動を記入しておこう

家族構成：名前　年齢

周囲の状況

〈避難レベルまでに確認！〉

事前にしておくことリスト

- □非常用持出袋
- □現金(小銭)
- □ヘルメット
- □レインコート
- □モバイルバッテリー
- □健康保険証
- □通帳
- □カード
- □常用薬
- □印鑑
- □マスク
- □消毒液
- □体温計
- □非常食
- □かんぱん
- □飲料水
- □
- □
- □

事前の確認

- ●自宅が浸水する深さ最大（　　）m　●河川との距離（　　）m
- ●最寄りの避難所（　　）までの距離（　　）mと時間（　　）分
- ●ペット避難に必要な持出品（　　）

緊急避難

【我が家の避難スイッチ】警戒レベル（　　）で（　　）する

発刊にあたって

富士見市長　星野 光弘

近年は全国各地で地震や台風、集中豪雨、土砂災害等の大きな災害が発生しています。

本市においても平成28年の台風9号や平成29年の台風21号、令和元年の台風19号では浸水被害や道路冠水等の被害が発生しました。

また、世界的な感染症の感染拡大により、新しい生活様式に基づいた避難所運営を行うなど、災害対応の面でも新たに配慮すべき点が出てきております。

市では、災害による被害を軽減するため、県や近隣自治体と連携し雨水排水施設の整備・改修に取り組んでいるほか、感染症対策用の物資を含め災害用備蓄品の増強を図り、各種防災計画やマニュアル等の策定や更新等を実施するなど、さまざま防災・減災施策を推進しております。

しかし、災害時に被害を最小限に抑えるためには、市民の皆様一人ひとりが自分（家族）の安全は自ら守るという「自助」の意識、自分たちの地域は皆で協力して守るという「共助」の意識を持ち、日頃から災害に備えていただくことが大変重要です。

このたび作成した「富士見市防災ガイドブック」は地震・洪水・内水・土砂災害のハザードマップを1冊にし、市民の皆様に備えていただきたいこと等をまとめたものとなっております。

ぜひ、本ガイドブックをご覧いただき、お住まいの地域のハザードを事前に確認いただくとともに、一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成方法も掲載しておりますので、そちらを参考に各ご家庭で「マイ・タイムライン」を作成いただくなど、災害時に適切な行動がとれるよう準備をしていただきたいと考えております。

災害の発生に備え、富士見市は国・埼玉県等の関係機関と協力しながら、さまざまな防災対策を実施しています。しかし、災害から一人でも多くの命を守るためには、市民一人ひとりや地域の方々の協力が欠かせません。

自助・共助・公助で防災力を高める

大規模災害の発生時、市や消防、警察などが迅速に救出・救助、消火活動ができるようにするためにも、市民一人ひとりが地域の人たちと協力しながら率先して行動することが大切です。

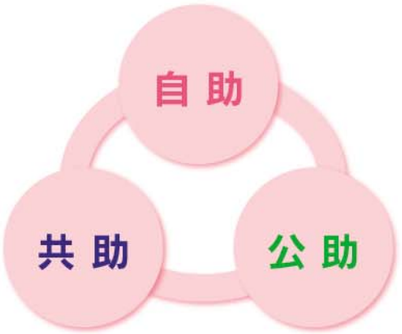

自助

自分（家族）の身体・命を自分で守ること

主な取り組み
- 家庭での備蓄（非常用持出品、備蓄品）
- 住宅の耐震化、家具の転倒防止
- 被災時の連絡手段・安否確認手段の確認
- 避難所・避難経路の確認

共助

近所や地域コミュニティ、自主防災組織、企業などが共に助け合うこと

主な取り組み
- 自主防災活動への参加
- 地域の防災訓練の実施
- 災害発生時の安否確認、避難誘導
- 地域の高齢者、障がい者等の支援

公助

行政機関、消防、警察などによる救助・支援

主な取り組み
- 防災対策の整備
- 地域防災計画の策定、実施
- 災害復旧への取り組み
- 自助、共助への支援
- 防災訓練の実施

日頃からの備え

日頃から地震に備えて家屋の点検や補強を行うとともに、家族の役割分担を決めたり非常用持出品の準備をしましょう。また、万一避難することになった場合には、冷静に状況判断をして安全な避難を心がけてください。

日頃から確認しておくこと

家族みんなで備える

日頃から家族で話し合い、災害時の連絡方法や家族の役割分担、避難時の集合場所や避難所を確認しておきましょう。

家族の役割分担を

避難するときに持ち出す荷物を担当する人、火の始末をする人、電源（ブレーカー）やガスの元栓を締める人、高齢の方の安全を守る人などの役割を決めておきましょう。

非常用持出品は

避難するときの荷物は必要最小限とし、食料はかさばらない栄養補助食品や保存食を選びましょう。

避難所と避難経路の確認を

このハザードマップを確認して、自宅や学校・勤務先から避難する場所の避難経路を確認しておきましょう。平常時には実際に歩いて安全に通行できるかを確認しておきましょう。市が開設する避難所のほかに、安全な場所に住んでいる親戚や知人宅への避難も検討しておきましょう。

防災訓練に参加しましょう

市や町会・自主防災組織等は、さまざまな防災訓練を実施しており、それぞれの訓練では、起震車体験、初期消火訓練、各種資機材使用訓練などの訓練を行っています。

みなさんの地域で行われている防災訓練へ参加し、防災意識を高めるとともに、もしものときに備えましょう。

「もしも」への準備　避難行動要支援者の支援について

災害時に、自ら避難することが困難で特に支援が必要な高齢の方や障がいをお持ちの方等（避難行動要支援者）の避難を支援し生命・身体を災害から守ることは重要です。

富士見市では災害時における避難行動要支援者の円滑な支援を行うため「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、避難行動要支援者ごとに具体的な支援方法を記載した「個別計画」の作成を推進しています。「個別計画」には、災害発生時に避難支援を行う方や避難支援を行う上で留意する点、避難支援の方法や避難場所、避難経路などを記載します。

高齢の方や障がいをお持ちの方等は、災害時に避難行動や避難所での生活で困難な状況に置かれることが多くあります。周囲の方々は、災害発生時の安否確認をはじめ、避難誘導、避難所での生活の支援など、積極的な支援・協力をお願いします。

問い合わせ　福祉政策課・危機管理課　TEL.049-251-2711（代表）

日頃からの備え

大規模な災害が発生すると、ライフラインの被害などにより物資が不足する事態も予想されます。食料品や生活に必要な物品を最低３日分（できれば１週間分）準備しておきましょう。

備蓄品

大きな災害の後は、電気・ガス・水道などのライフラインが止まることが考えられるので、備蓄品を準備しておきましょう。

「もしも」への準備　マンションや高層ビルの災害対策

マンションやオフィスビルなどの中・高層建築物では、地震発生時に上層階は大きく揺れるので家具の固定をしっかり行うことが重要です。また、停電によるエレベーターの停止、給水ポンプや受水槽、配管の被害による上下水道の断水など、ライフラインが寸断される可能性があります。エレベーターが停止すると、復旧までに長い時間がかかるため、階段の昇り降りや物資等の運搬が困難となり、住宅やオフィスが孤立するおそれがあります。日頃からマンションやオフィスに食料や飲料水、携帯トイレなど災害時に必要な物品を備えておきましょう。

被災直後の食事

【被災時(1日目～3日目)】

- 冷蔵庫・冷凍庫にある傷みやすいものから食べる
- 停電時はクーラーボックスに保冷剤と食べ物を入れて保存する

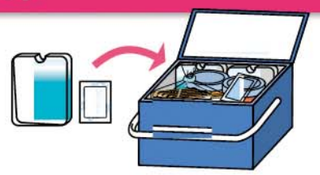

【被災時(4日目～7日目)】

- 缶詰、レトルト食品等、比較的保存が利くものを食べる
- ローリングストック法により備蓄したものを食べる

ローリングストック法による食料品・日用品備蓄

日頃から自宅で利用しているものを少し多めに備えることで、災害時に自宅である程度生活することが可能となります。

常温保存が可能なもの（カップめん・袋ラーメン等）や、そのまま食べられるレトルト・加工食品（ごはん・おかず・汁物等）、賞味期限が長いものなど普段から食べられるものが良いでしょう。またトイレットペーパーなどの日用品も余分に１セット用意しておきましょう。

必要分より多めに備え、日常の中で随時消費補充する備蓄方法なので特別な準備は必要ありません。このような備蓄方法を「ローリングストック法」といいます。

ローリングストック法のイメージ

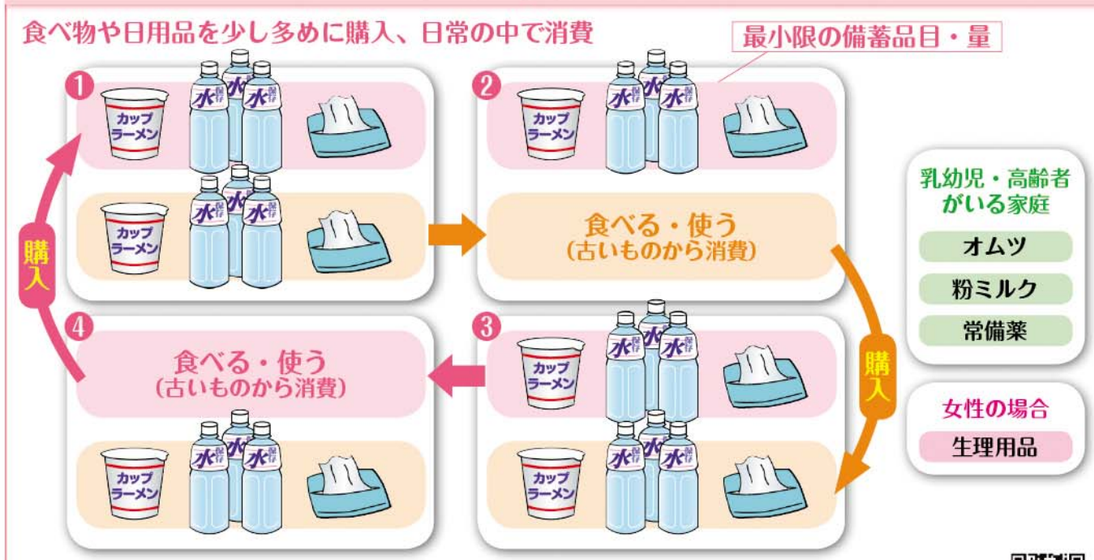

詳しい備蓄品の参考例は防災首都圏ネット（九都県市ホームページ）をご覧ください。
http://www.9tokenshi-bousai.jp/stock/rollingstock.html

備蓄向けの食料品

レトルト食品

普段から食べているものを用意する

賞味期限：２年～３年程度

缶詰

肉や魚のほか、野菜や果物の缶詰で栄養バランスを

賞味期限：２年程度

乾麺（袋ラーメン、パスタ等）

ゆで時間が短いものを選ぶ

賞味期限：６ヶ月程度

フリーズドライ食品（スープ等）

少量のお湯で温かいものが食べられ、野菜もとれる

賞味期限：１年程度

日頃からの備え

災害対策は、行政だけでできるものではありません。個人の生命や財産を守るためには、みなさん一人ひとりはもちろん、家族が協力して災害に備えておく必要があります。地震や水害などに備えて、ご自宅の屋外・屋内、周囲について、災害に対する安全性を点検しておきましょう。

災害に備えて屋外を点検

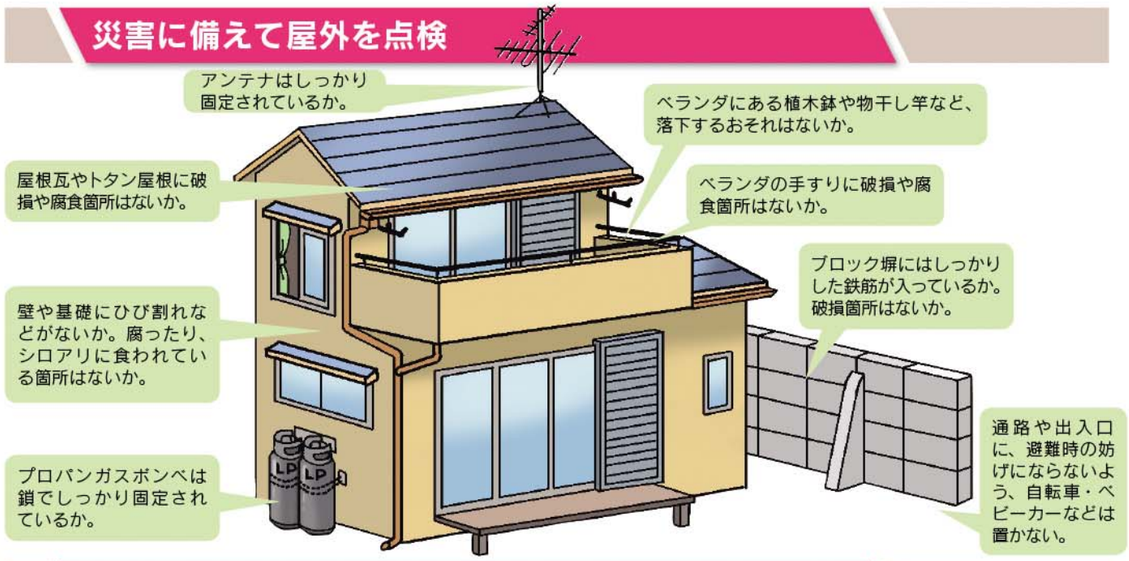

災害に備えて屋内を点検

安全のために、以下のようなことも大切です。

- ■大きな家具は人の出入りの少ない部屋にまとめて置くようにする。
- ■玄関や廊下に家具や荷物を置かない。（避難時の妨げになる。）
- ■高齢の方や子どものいる部屋や寝室には、倒れやすい家具は置かない。

「もしも」への準備　耐震化についてご相談ください

富士見市では、木造住宅の簡易耐震診断や、耐震改修した住宅に対する減税措置などの窓口を設置しています。

問い合わせ

■木造住宅の簡易耐震診断
建築指導課……TEL.049-251-2711
川越建築安全センター…TEL.049-243-2102

■耐震改修後の住宅に固定資産税の減額措置
税務課……TEL.049-251-2711

家具類の安全対策

大きな地震では、家具の転倒や食器等の散乱により、避難が遅れたりケガをすることもあります。これらのケガを防ぐために、自宅の家具にＬ字金具等を取り付け、家具の転倒防止を行いましょう。

壁への穴あけ等が難しい賃貸住宅では、つっぱり棒や粘着性マットなどを効果的に使用して備えましょう。

すぐできる転倒防止対策

- ■家具の下に滑り止めマットを敷く。
- ■重いものを下に、軽いものを上に収納して倒れにくくする。

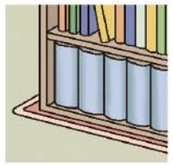

- ■家具と天井の隙間を、弱粘着性のマットを挟んだダンボール箱などでつめ、天井と箱の隙間は2cm以内にする。

家具類の転倒防止

【タンスなどの大型家具】

- ■Ｌ型金具やベルト式器具などで家具と壁を固定する。

- ■ストッパー式器具で家具を壁側に傾斜させる。

- ■家具と天井の間をつっぱり棒などで固定する。

【液晶テレビ】

- ■テレビ本体とテレビ台をボルトなどで固定する。

- ■テレビ本体とテレビ台をストラップ式器具や粘着性マットなどで固定する。

- ■テレビ本体と壁や柱をロープとヒートン（金具）などを利用して連結する。

【その他の転倒防止対策】

- ■二段重ねの家具は、連結固定器具で上下を連結して一体化させる。

- ■引き出しや開き扉には、飛び出し防止器具を取り付ける。

- ■本棚などには、落下を防ぐ抑制テープや器具を取り付けるか、すべり止めシートを敷く。

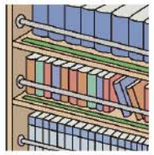

感震ブレーカー

感震ブレーカーとは？　強い揺れを感じると自動的に電気の供給を遮断する器具です。破損した電化製品や電気配線が通電時に発火することなどが原因として発生する**「通電火災」**を防ぐことができます。

1．配電盤型

分電盤に電気遮断機能をつけたもの。基本的に全ての電気が遮断されます。

2．コンセント型

コンセントに差し込むタイプと、既存のコンセントと取り替えて差し込むタイプがあります。

3．その他（簡易タイプ）

分電盤におもり玉などを貼り付け、玉の落下により電気を遮断するものがあります。

「もしも」への準備　家具転倒防止器具等の設置を

阪神淡路大震災では、負傷者は約43,800人にのぼり、その多くは家具の転倒等によるものでした。また通電火災による被害も多くありました。ご自宅に家具の転倒防止器具や感震ブレーカーを設置し、これらの被害を抑制しましょう。

富士見市は家具の転倒防止器具の設置に関する補助や相談を行っております。

問い合わせ　危機管理課　TEL.049-251-2711（代表）

日頃からの備え

水害への備えと点検

■浸水への事前準備

浸水に備え、日頃から土のう、止水板、排水設備等の準備・点検などを心がけましょう。なお、富士見市では希望する方に土のうを貸出しています。また一部の集会所等にも、土のうを常備しています。大雨が予想される場合は早めの対応を心がけましょう。

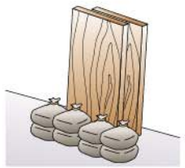

■大雨に備えて周囲を点検

家の雨戸が傷んでいないか、雨どいがつまっていないか確認しましょう。日頃から家の周囲の側溝や雨水ますの清掃を心がけ、道路の冠水や住宅への浸水を防ぎましょう。

雨水排水口を車乗入れ用のブロックなどでふさがないように気をつけましょう。

■簡単な土のうや水のうの作り方

浸水の水深が浅い段階なら、家庭にあるものを活用した応急処置で対処が可能です。

ごみ袋を利用

大きめのごみ袋などを二重にし、中に半分程度の水を入れ、すき間なく並べます。段ボールに入れて連結すると強度が増し、積み重ねることもできます。

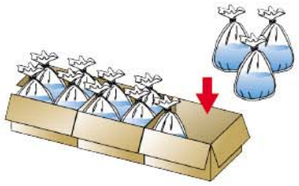

シートを利用

土を入れたプランターを横に並べ、レジャーシート等で巻き込んで補強します。プランターの代わりに水を入れたポリタンクや重くしたビールケースなども利用できます。

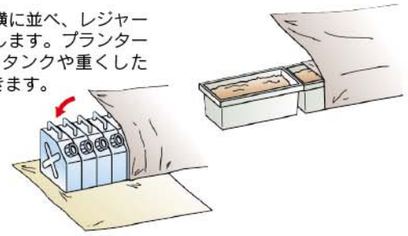

雪害について

市内でも、年に数日積雪があるので、他の災害と同じように事前に対策を検討し、万一に備えておくことが大切です。

積雪があった際には、ご自身や周辺の方々と協力し、ご自宅や周辺の道路等の除雪を行っていただきますようお願いいたします。

大雪への備え

- ■スコップなど除雪用具を常備しましょう。
- ■積雪による流通の寸断に備え、水・食料・燃料（灯油）などを備蓄しましょう。
- ■家屋やカーポートなどの耐雪化に取り組みましょう。

「もしも」への準備　竜巻から身を守る

竜巻は、台風や寒冷前線、低気圧などにともなって発生する突風の一種で、季節を問わず全国で発生しています。竜巻の発生を事前に予測することは難しく、発生すると甚大な被害が出ることがあります。竜巻の危険性を知り、身の安全を守るための情報入手や避難行動を確認しましょう。

【積乱雲の前兆】

- ■黒い雲が近づき周囲が急に暗くなる。
- ■雷鳴が聞こえたり雷光が見えたりする。
- ■ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ■大粒の雨や「ひょう」が降り出す。

【竜巻の前兆】

- ■雲の底から地上に伸びる漏斗状の雲が見える。
- ■飛散物が筒状に舞い上がっている。
- ■いつもと違う「ゴー」という音がする。
- ■気圧の変化で耳に異常を感じる。

【竜巻から身を守る】

屋外では

- ■丈夫な建物の物陰に入り身を小さくする（物置や車庫、プレハブの中は危険）。
- ■電柱や太い樹木は倒れる危険があるので近づかない。

屋内では

- ■できるだけ低い階の部屋に移動する。
- ■窓やカーテンを閉め、ガラス窓から離れる。
- ■丈夫な机やテーブルの下に入り、身を小さくして頭を守る。

火災・救急

初期消火の3原則

①早く知らせる

火災を発見した場合、「火事だ！」と大声で周囲の人に知らせる。小さな火災でも１１９番通報する。

②早く消火する

火が小さければ初期消火できます。
なお電気器具の場合は、水をかけると感電のおそれがあるのでブレーカーを落としてから消火してください。

③早く逃げる

身長より火が高くなったら危険です。身の安全のため素早く避難してください。

消火器の使い方

① 消火器をもって火元の2～3m前まで接近する。
② 安全ピンを指にかけ上に引き抜く。
③ ホースをはずして火元に向ける。
④ レバーを強くにぎって噴射する。

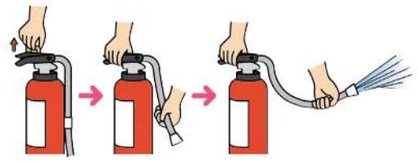

いざというときに使えるよう、防災訓練に参加して使用法をマスターしておきましょう。

火災発生（建物火災）の主な原因と防止策

①コンロ	使用中は絶対に離れない。	④ストーブ	上部や周囲に物を置かない。
②放火など	家の周囲に燃えやすい物を置かない。	⑤電気関係	タコ足配線をしない。コンセントまわりはこまめに清掃する。
③タバコ	寝タバコや投げ捨ては絶対にしない。	⑥たき火	燃えやすい物の近くでは絶対にやらない。

救命救急・AED

災害時は、医師の治療を受けることが困難です。また平常時においても、傷病者が発生した場合に、近くにいた人の的確な処置によってその後のケガの経過、ひいては命を救えるかどうかが左右されます。いざというとき、大切な人を、家族を、命を守るために、冷静な観察と判断、そして正しい応急処置ができるよう知識と技術を身につけておきましょう。

①応急処置をマスターしておく

あなたがマスターした迅速な救命処置が、あなたの家族や多くの人々の命を救います。入間東部地区事務組合では、心肺蘇生法、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用方法、窒息の手当、止血の方法などの講習を地域の防災訓練等で行っています。

②ＡＥＤの場所を覚えておく

ＡＥＤは心肺停止の傷病者の救命に大変有効な機械です。消防に１１９番通報して救急車を待つ間に行う「心肺蘇生法」が極めて重要で、すばやく的確な手当を行えば命の助かる確率が高くなります。

AED

③救急車を呼ぶときの注意点

近年全国的に、救急車の救急出動件数が年々増加していますが、そのため、現場への到着が遅れてしまい、救える命が救えなくなるおそれがあります。

埼玉県救急電話相談（#7119 または 048-824-4199 ※ダイヤル回線・IP 電話・PHS・都県境の地域でご利用の場合）では、急な病気やけがの際に、家庭での対処方法や医療機関への受診の必要性について、看護師が電話で相談に応じます。救急車の適正利用についてご参考にしてください。

ただし、傷病者の様子や事故の状況などから、**急いで病院へ連れて行ったほうが良いと思ったときには、迷わず１１９番通報をしてください。**

119番のかけ方

いざというとき、あわてないようにイメージしておきましょう。

消防署です。火事ですか、救急ですか
- 火事です → 何市、何丁目、何番、何号ですか
- 救急です → 何市、何丁目、何番、何号ですか

富士見市○丁目○番○号です

- 何が燃えていますか → 自宅の台所が燃えています
- どうしましたか → ○○が頭を強く打って意識がありません

よろしければあなたのお名前と電話番号を教えてください

○○です。電話番号は○○○-○○○-○○○○です

はいわかりました

避難生活

大規模な災害が発生した場合、自宅または市が開設する避難所で避難生活を送ることになります。

避難生活

在宅避難

発災後など自宅で住み続けることが可能な場合、自宅で生活を送ることが基本となります。安全な地域にいる方は避難所ではなく、自宅で避難しましょう。平常時に備蓄していた食料、飲料水、携帯トイレ等で生活を送ります。

避難所等への避難

自宅を離れて避難所で生活することは、慣れない避難生活となることからストレスや過労などにより体調を崩してしまうことも考えられます。少しでも負担を減らすため避難所では決められたルールを守り、避難生活者同士で協力して支え合うことが大切です。

また、市が開設した避難所以外にも親戚・知人宅への避難も検討してください。

避難所生活の心得

【生活ルールを守りましょう】

- ■起床や就寝の時間、トイレの使い方、喫煙場所、ペット同伴の可否など避難所のルールを守りましょう。
- ■ほかの人の居住スペースに立ち入ったり、のぞいたり、大声をあげたりするのはマナー違反です。

【役割分担して運営に参加しましょう】

- ■避難者もできる範囲で、受け付けや清掃、炊き出し、物資の配布など役割分担をしましょう。
- ■助け合いながら避難所運営に参加しましょう。

【健康の管理に気を付けましょう】

- ■エコノミークラス症候群を予防するために、適度な運動と水分補給をしましょう。
- ■熱中症予防のため、水分補給、室温調整、衣服の工夫をしましょう。

【犯罪に気を付けましょう】

- ■避難所では窃盗や詐欺、性犯罪、押し売りなどの犯罪に注意して、怪しい人を見かけたら、警察官や施設担当者に連絡しましょう。

【食物アレルギー等の方々】

- ■日頃から自分が食べられる食料を備蓄しておくようにしましょう。
- ■自分が食べられる食料が備蓄されているか事前に確認しておきましょう。
- ■被災したときに食物アレルギーであることが周りの人に分かってもらえるように工夫しましょう。

【高齢の方や障がいをお持ちの方】

- ■避難する場所を事前に確認して、まわりの人に災害時に避難の協力をしていただけるコミュニケーションをとっておきましょう。

【感染状対策の徹底をしましょう】

- ■こまめに石鹸で丁寧に手を洗い、うがいをしましょう。
- ■アルコール消毒液等により、手指消毒を行なうほか、手すりやドアノブなどの多くの人が触れる場所を定期的に消毒しましょう。
- ■十分に換気を行いましょう。
- ■マスク等を着用するなど咳エチケットを徹底しましょう。
- ■発熱等の症状がある方は、他の避難者の方と別のスペースで生活していただくことがありますので、ご協力ください。

【女性の方】

- ■更衣室の利用方法、衣類や生理用品・薬などの物資の配布、女性専用の洗濯場所やトイレなど女性への配慮が必要です。避難所の運営などに女性の意見を活かしていくことが重要です。

【ペットのしつけと備蓄品の確保】

- ■ペットとの同行避難に備えて、日頃からケージに入ることや首輪等に慣らしておく、決められた場所での排泄、犬の場合は「待て・おいで」、むやみに吠えない等、ペットのしつけをしておきましょう。
- ■また避難先においてはペットの飼育に必要なものは、基本的に飼い主が用意する必要があるので、ペットフードやケージなど必要なものを準備しておきましょう。

災害時の連絡方法と防災情報の入手

災害時の連絡方法

NTT 災害用伝言ダイヤル（171）

災害時に、固定電話、携帯電話・PHS等の電話番号宛に安否情報（伝言）を音声で録音（登録）し、全国からその音声を再生（確認）することができます。

体験利用提供
災害発生に備えて利用方法を事前に覚えていただくことを目的として、体験利用日を設けています。

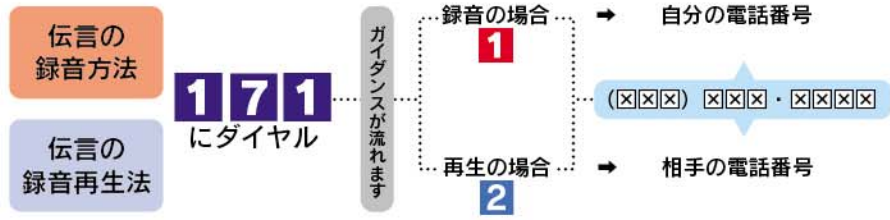

体験利用日
毎月1日、15日 00:00〜24:00
防災週間(8月30日 9:00〜9月5日 17:00)
1月1日 00:00〜1月3日 24:00
防災とボランティア週間(1月15日 9:00〜1月21日 17:00)

NTT 災害用伝言板（web171）［URL］https://www.web171.jp/

パソコンやスマートフォンなどから、固定電話や携帯電話・PHSの電話番号を入力して安否情報（伝言）の登録、確認を行うことができます。

携帯電話・スマートフォンの災害用伝言板

携帯電話・PHS のインターネット接続機能で、被災地の方が伝言を文字登録すると、携帯電話・PHS 番号から伝言を確認できます。スマートフォンでの利用方法は、各社ウェブサイトで確認してください。
＊伝言は PC 等からも確認可能です。

NTT ドコモ	http://dengon.docomo.ne.jp/
ソフトバンク	http://dengon.softbank.ne.jp/
KDDI（au）	http://dengon.ezweb.ne.jp/
ワイモバイル	http://dengon.softbank.ne.jp/
楽天モバイル	https://network.mobile.rakuten.co.jp/

防災情報の入手

富士見市 LINE

ふだんは、市からのお知らせやイベント情報を発信しています。
災害時には、避難情報や避難所開設情報などの防災情報を発信しますので、友だち登録をお願いします。

Ｙａｈｏｏ！防災速報

スマートフォンアプリをインストールしておくことで、気象情報や地震情報などが確認・通知されます。

住んでいる市町村を登録することで、その市町村での大雨情報や避難情報、地震情報等の防災情報が通知されます。

また、避難所開設情報など、富士見市独自の情報も通知されます。

防災行政無線電話応答サービス

市民のみなさんへ災害情報などをお知らせする防災行政無線の放送が雨や周辺の音と重なり、聞き取りにくい場合や、聞き逃した場合など放送した内容を電話で確認することができるサービスです。

放送内容を確認したい方は、下記の電話番号にダイヤルし、案内に従って操作してください。

TEL.049-265-3030（24 時間対応）

防災情報サービス

J:COM が提供する「防災情報サービス」を利用し、緊急地震速報受信端末を設置することで、富士見市からの防災行政無線放送や気象庁からの緊急地震速報等の行政告知放送を屋内で聞くことができます。

※このサービスをご利用になるには J:COM の防災情報サービス（有料）への加入及び専用端末の設置等が必要となりますので、ご了承ください。

■富士見市　防災メール
緊急時の防災行政無線の放送内容をメール配信。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/45online/2011-0527-1612-126/2011-0523-1012-126.html

■埼玉県　防災情報メール
事前登録により、気象警報や地震などの防災情報を配信。
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0402/903-20091202-28.html

■埼玉県 危機管理・防災・防犯等 彩の国の安心・安全
県内の避難情報や天候などの情報
https://www.pref.saitama.lg.jp/theme/anzen/index.html

■停電情報（東京電力パワーグリッド）
停電発生状況などがわかります。
https://teideninfo.tepco.co.jp/

震災から身を守る

地震が起きた場合、いる場所や時間の経過とともに取るべき行動が変わってきます。大きな揺れを感じたら、まずは身の安全を守り、揺れがおさまってから行動しましょう。

日頃から家族の役割分担を決めたり、非常用持出品の準備をしましょう。また、万一避難することになった場合には、冷静に状況判断をして安全な避難を心がけてください。

地震発生時の避難行動

一斉安全確保（シェイクアウト）

※イラスト提供：効果的な防災訓練と防災啓発提唱会議

地震の揺れから身を守る「安全行動❶-❷-❸」

❶まず低く…強い揺れで自分が倒れる前に体勢を低くして地面に近づく。

❷頭を守り…固定された机やテーブルの下に入って（なければ腕や荷物で）頭を守る。

❸動かない…揺れが止まるまで動かず、じっとしている。慌てて外に出ない。

自宅や建物内にいる場合

揺れを感じたら

【身の安全を守る】

■テーブルや机の下などに身を伏せる。
■座布団やクッションなどで頭を守る。
■揺れがおさまるのを待つ。

【火元を確認】

■揺れているときに火を消すのはナベなどが倒れて、ヤケドのおそれがあり危険。
■揺れがおさまったらすべての火を消す。
■避難するときはガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを切る。

【出口を確保する】

■玄関や窓を開けて出口を確保する。
■玄関や窓が再び閉まらないように、手近なものを挟みこんでおく。

【落ち着いて行動する】

■慌てて外に飛び出さない。
■割れたガラスの破片などでけがをしないように運動靴等を履く。

揺れがおさまったら

【家族の安否を確認】

■声をかけて家族の安否を確認する。
■離れている家族とは、あらかじめ決めておいた方法で安否を確認する。（集合場所に集まる、災害用伝言ダイヤルの利用、親類への伝言など）

【近所の人の安否を確認】

■近所の人に声をかけて安否を確認する。
■身体の不自由な方やお年寄りには特に注意を払う。
■マンションの場合は、エレベーターに人がとり残されていないか確認する。

【正しい情報を入手する】

■テレビやラジオ、防災行政無線などから正しい情報を入手する。
■デマやうわさに惑わされない。

【みんなで避難】

■なるべく複数人で集まって避難する。

外出先にいる場合

揺れを感じたら

【道路・路地】

■ブロック塀や自動販売機、電柱など転倒・倒壊のおそれがあるもののそばから離れる。
■窓ガラスや看板などの落下物に注意し、頭をカバンなどで保護する。

【エレベーター内】

■すべての階のボタンを押し、最初に停止した階で降りる。
■閉じ込められた場合は、非常用電話で助けを求める。

【繁華街・大きな建物】

■商品棚から離れ、柱や壁際に身を寄せる。
■最新のビルや地下街は、耐震性が高いので、無理に外には出ない。
■店舗では場内放送や係員の指示に従って行動する。

【運転中】

■徐々にスピードを落とし、道路の左側に停車してエンジンを切る。
■揺れがおさまるのを待ち、カーラジオで情報入手する。
■避難するときはキーはつけたままにし、ドアをロックしない。

【地下街】

■停電時は、非常照明がつくまで落ち着いて待つ。
■館内放送や係員の指示に従い、落ち着いて避難する。
■火災発生時は、ハンカチなどで口と鼻を覆い、壁伝いに這うようにして移動する。

【電車・バス】

■立っている場合はつり革、手すりにつかまり、緊急停車・急ブレーキに備える。
■座っている場合は姿勢を低くして頭部を守る。
■乗務員の指示に従う。

津波から身を守る

旅行先など海岸や海に近い場所で地震を感じたら、揺れへの対応に加え、津波に注意しましょう。

■「強い揺れ」や「弱くても長い揺れ」を感じたり、「津波警報」「津波注意報」を見聞きしたら、すぐに避難を始め、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難しましょう。

■津波は何度も発生し、あとから来る津波の方が高くなることがあります。

■「津波警報」「津波注意報」が解除されて安全が確認されるまでは、決して海岸には近づかないようにしましょう。

■あらかじめ「津波避難場所」や「津波避難ビル」の場所、高台などへの経路を確認しておきましょう。

「もしも」への準備　災害後の支援

罹災証明書の発行

市では、お住まいが災害被害に遭われた場合に、その後の支援を受けるために必要な「罹災証明書」を発行しています。発行には、被害状況等を確認する必要があるので、速やかな申請をお願いします。

被災者への支援制度

災害により、家屋の全壊、床上浸水等の大きな被害を受けた方に対し、住民税や固定資産税、国民健康保険税等の猶予や減免などの制度があります。この支援制度を受けるためには、「罹災証明書」が必要です。

避難所と避難場所

富士見市の指定避難所、指定緊急避難場所を掲載しています。お住まいの地域ごとに避難する避難所を限定していませんので、あらかじめお近くの避難所を２か所以上確認しておきましょう。

指定避難所・指定緊急避難場所

番号	施設名	指定避難所			指定緊急避難場所				所在地
		洪水	土砂災害	地震	洪水	土砂災害	地震	大規模な火事	
①	鶴瀬小学校	○	○	○	○	○	○	○	羽沢 2-1-1
②	水谷小学校	○	○	○	○	○	○	○	水谷 1-13-3
③	南畑小学校	△	○	○	△	○	○	○	上南畑 1280
④	関沢小学校	○	○	○	○	○	○	○	関沢 3-24-1
⑤	勝瀬小学校	△	○	○	△	○	○	○	勝瀬 674
⑥	水谷東小学校	△	○	○	△	○	○	○	水子 3614
⑦	諏訪小学校	△	○	○	△	○	○	○	鶴馬 1932-1
⑧	みずほ台小学校	○	○	○	○	○	○	○	東みずほ台 3-21
⑨	針ケ谷小学校	○	○	○	○	○	○	○	針ケ谷 2-38-1
⑩	ふじみ野小学校	○	○	○	○	○	○	○	ふじみ野東 4-4-1
⑪	つるせ台小学校	○	○	○	○	○	○	○	鶴瀬西 2-9-1
⑫	富士見台中学校	○	△	○	－	－	－	－	諏訪 2-8-1
⑬	本郷中学校	△	○	○	－	－	－	－	水子 539
⑭	東中学校	△	○	○	－	－	－	－	上南畑 980
⑮	西中学校	○	○	○	－	－	－	－	西みずほ台 3-14-6
⑯	勝瀬中学校	△	○	○	－	－	－	－	勝瀬 400-1
⑰	水谷中学校	△	○	○	－	－	－	－	水子 3117
⑱	鶴瀬公民館	○	○	○	－	－	－	－	羽沢 3-23-10
⑲	南畑公民館	△	○	○	－	－	－	－	上南畑 306-1
⑳	水谷公民館	○	○	○	－	－	－	－	水谷 1-13-6
㉑	水谷東公民館	△	○	○	－	－	－	－	水谷東 2-12-10
㉒	鶴瀬西交流センター	○	○	○	－	－	－	－	鶴馬 3575-1
㉓	関沢児童館	○	○	○	－	－	－	－	西みずほ台 1-7
㉔	ふじみ野交流センター	○	○	○	－	－	－	－	ふじみ野東 3-7-1
㉕	針ケ谷コミュニティセンター	○	○	○	－	－	－	－	針ケ谷 1-38
㉖	みずほ台コミュニティセンター	○	○	○	－	－	－	－	西みずほ台 1-19-2
㉗	健康増進センター	△	○	○	－	－	－	－	鶴馬 3351-2
㉘	市民総合体育館	△	○	○	－	－	－	－	鶴馬 1887-1
㉙	県立富士見高校	△	○	○	－	－	－	－	上南畑 950
㉚	大井小学校	○	○	○	－	－	－	－	ふじみ野市苗間 37
㉛	大井東中学校	○	○	○	－	－	－	－	ふじみ野市ふじみ野 3-2-1

○…対象施設を表します　△…災害の状況により洪水時や土砂災害時等においても避難所が使用可能と判断される場合は開設します

指定避難所①～㉛

■地震や洪水が発生したとき、被災した市民が避難生活を送る避難所です。主に小中学校、公民館などが指定されており、必要に応じて開設されます。なお、指定避難所での生活が困難な方を受け入れる２次避難所として災害対策本部が必要と判断した場合、福祉避難所を開設します。

指定緊急避難場所兼指定避難所①～⑪

■災害発生時、市民が身の安全を確保するため、倒壊や延焼等から緊急的に避難する広い場所です。

福祉避難所一覧についてはこちら

地震ハザードマップ

建物倒壊危険度マップ

■建物倒壊危険度とは？

揺れやすさ(東京湾北部地震)と市内の建築物データを基に、揺れやすさのマップで示した強さの揺れとなった場合に、建物に被害が生じる程度を危険度として、地震による揺れによって発生する建物被害想定を分布図により評価して示したものです。

この「危険度」は、建物被害の原因である「揺れ」から建物種類(木造・非木造)及び建築年次などを考慮して建物想定被害(建物の全壊)の割合を50mメッシュでランク分けしたものです。

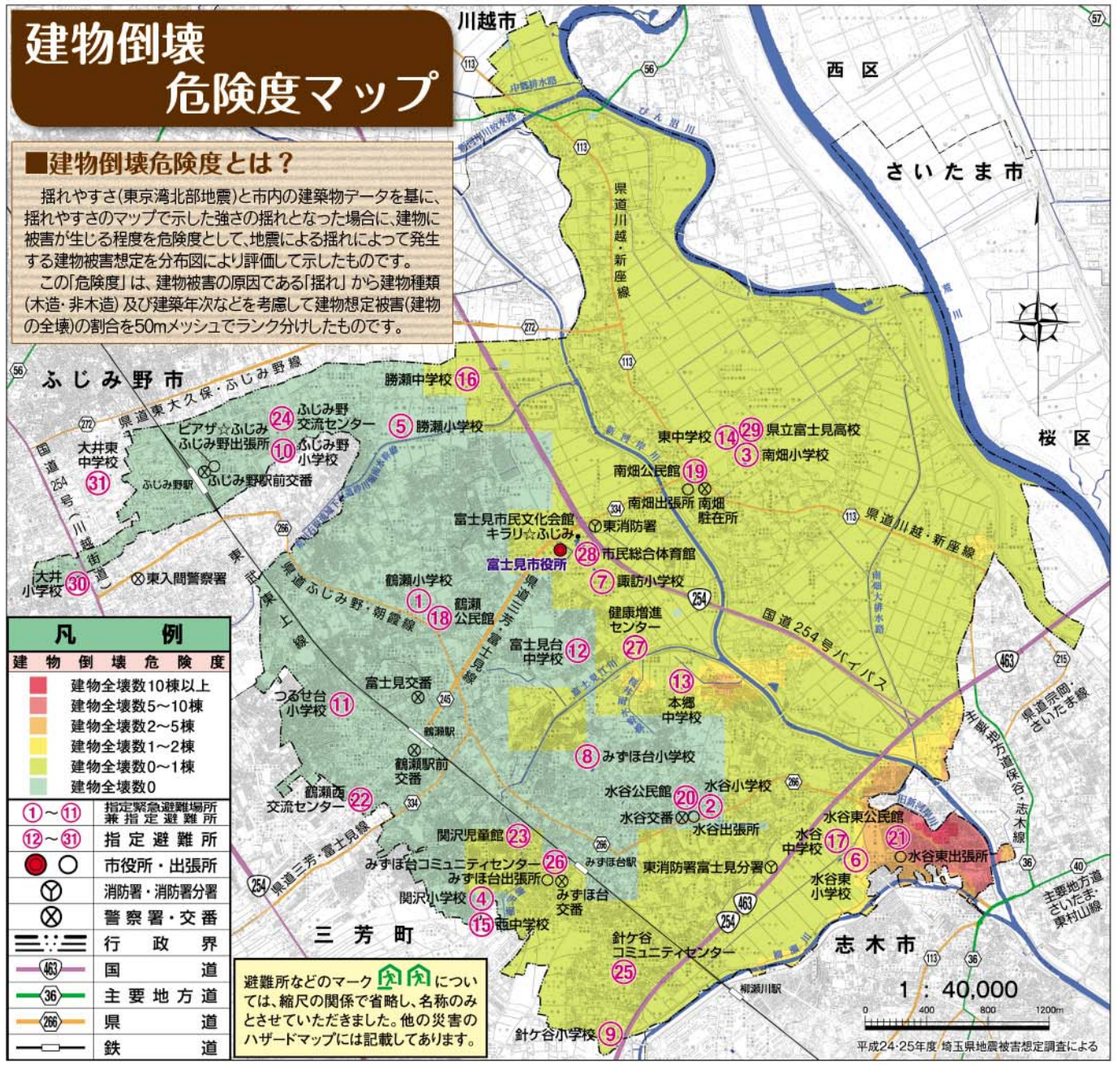

東京湾北部地震

○マグニチュード 7.3
○富士見市における最大震度６強
○今後30年以内に発生する確率70%

東京湾北部地震は今後30年以内に南関東地域でマグニチュード７級の地震が発生する確率が70%とされています。

最大震度７の地域が出るとともに、震度６強の地域が広範囲に及ぶ可能性があります。

富士見市においても、平成24・25年度に行った「埼玉県地震被害想定調査」によると、最大震度６強の地震が発生し、最大避難者1,915人、帰宅困難者3,981人と予測されています。

地震ハザードマップ

揺れやすさマップ

■揺れやすさとは？

東京湾北部地震による「揺れ」の大きさを２５０ｍメッシュで震度階級にて表したものです。市内では震度５強～震度６強が想定されていますが、震源や地震の規模で揺れの程度も変わりますので注意してください。

液状化可能性マップ

■液状化可能性とは？

地下水を含む地盤が強い揺れで泥水のようになる現象です。液状化が起きると、地面には水や砂まじりの泥水が噴き出したりします。このような地面の変化が原因で建物の基礎に悪影響が及び建物が傾いたり、道路が陥没したりして通行が困難になる被害が想定されます。

この「液状化可能性」は、地形の状況と地表の地震動から液状化の可能性を250mメッシュでランク分けしたものです。

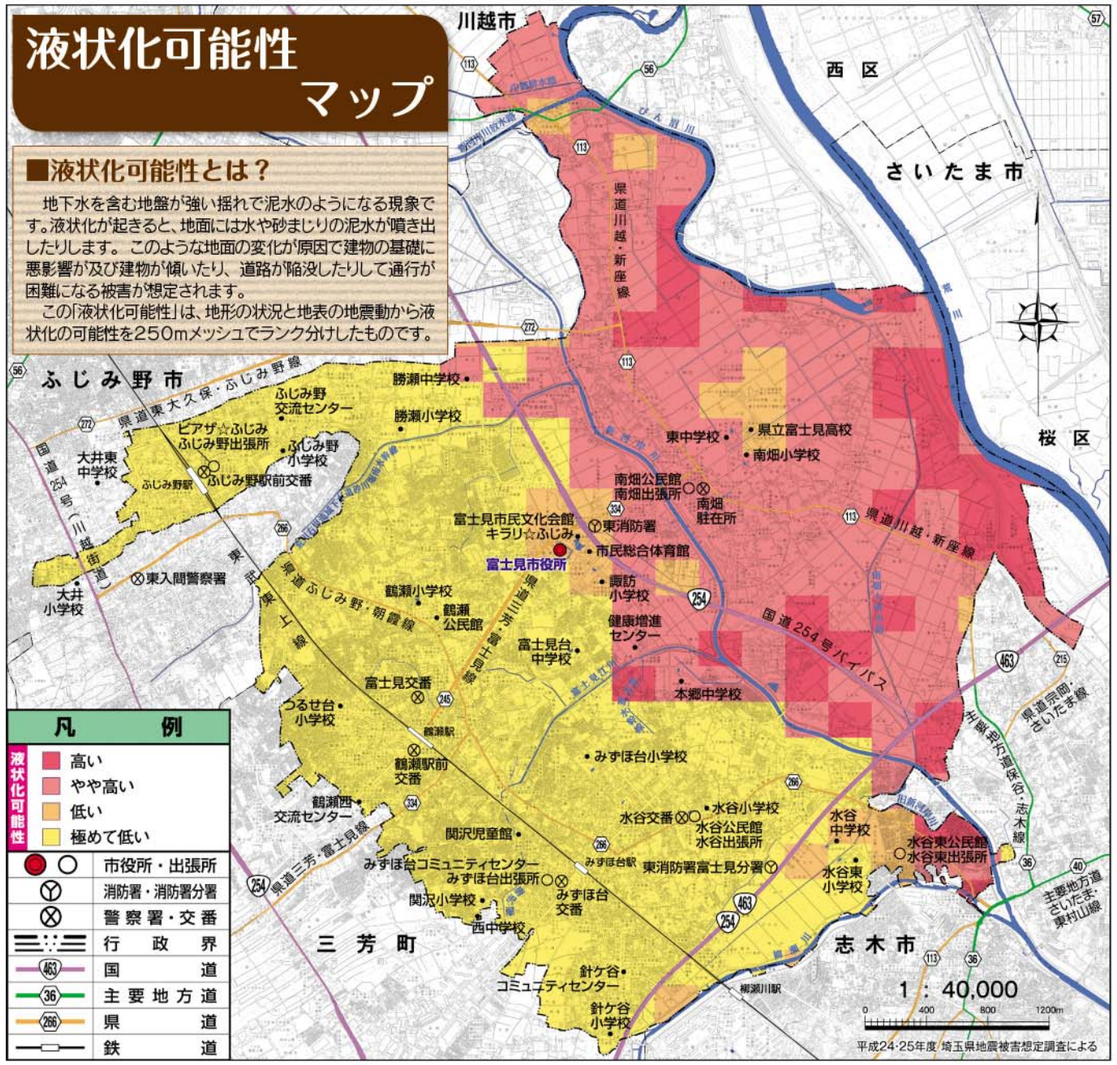

震度と揺れ等の状況（概要）

0

［震度０］
人は揺れを感じない。

2

［震度２］
屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。

1

［震度１］
屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。

3

［震度３］
屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。

4

［震度４］
- ほとんどの人が驚く。
- 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。
- 座りの悪い置物が、倒れることがある。

5弱

［震度５弱］
- 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
- 棚にある食器類や本が落ちることがある。
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

5強

［震度５強］
- 物につかまらないと歩くことが難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが多くなる。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。

6弱

［震度６弱］
- 立っていることが困難になる。
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

6強

［震度６強］
- はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

7

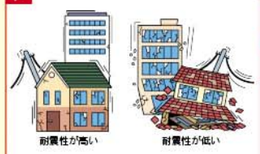

［震度７］
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが多くなる。

出典：気象庁「地震と揺れの状況」

「もしも」への準備　防災対策用の井戸

富士見市は市内の各小中学校と、災害時に水を提供していただける方の井戸を災害時飲料用井戸や生活用水等の井戸として指定しています。

これらの井戸は、市が定期的に検査を行っており、災害時に使用できる井戸であることを示す看板を設置しています。

水害から身を守る

大雨による浸水の危険があるときは、自ら情報を入手し速やかに避難をしましょう。普段から安全な避難経路を確認しておき、避難時は助け合い、落ち着いて行動しましょう。また河川の近くやアンダーパス、地下空間の入室などは避けましょう。

洪水のおそれがあるときの避難行動

危険な場所に近づかない

河川などの様子を見に行くなどの行動は控えましょう。またアンダーパスや周囲より窪んでいる場所などは冠水の恐れがあります。局地的な豪雨により都市型水害が起こる可能性もあります。危険な箇所を避ける避難経路を日頃から確認しておきましょう。

情報収集と自主避難

テレビ・ラジオ・インターネットなどで気象、災害、避難に関する情報を入手しましょう。

洪水の危険が迫ったときは、市や消防団からの避難の呼びかけがあります。

また、指示がなくても危険を感じた場合は自主避難を心がけましょう。

あわてずに避難

動きやすい服装で運動靴を履いて避難するようにしましょう。避難先を確認し知人などに避難の旨を連絡しておきましょう。

協力しあって避難

単独での避難はできるだけ避け、避難が困難な方をご近所の方などと助け合って避難しましょう。また車での避難は、冠水で動かなくなったり、緊急車両の妨げになることがあるため避けましょう。

避難時の注意点

浸水の深さが高くなる前に早めに避難をするようにしましょう。外れたマンホールや側溝などの危険があるので、棒を杖代わりにするなど、安全に注意して避難しましょう。

避難が困難なとき

歩ける水の深さはひざ下程度までと言われており、それ以上浸水したときの避難はかえって危険です。やむを得ず避難所などへの避難ができない場合は、近くの頑丈な建物の上層階への避難、それも困難なときは家の中のできるだけ安全で高い場所に避難しましょう。

地下空間（地下室、地下街、地下駐車場など）の危険性

屋外の様子がわかりません

地下室などでは外の様子がわからないので、気象情報等に注意が必要です。また、屋外の天候に変化があったときは地下室内の人にも知らせましょう。

階段は上れません

地上が冠水すると、換気口や採光窓など、思わぬところから水が入ってくることがあります。また、流れ落ちる水の勢いで階段は上れないおそれがあります。

停電するおそれがあります

浸水すると停電するおそれがあります。

停電すると電灯が消え地下空間が真っ暗になったり、エレベーターが使えなくなったりします。

ドアが開きません

地上から流れ込む水の圧力で、ドアを開けることができなくなります。

30cm の浸水で成人男性でもドアを開けるのが困難になります。早めの避難が必要です。

気象情報などの入手

気象台からの気象情報は、市町村ごとに発表しています。万一に備え、市民のみなさんも日頃からテレビ、ラジオなどで気象情報を確認するように心がけましょう。

雨の降り方と雨量

降っている雨を観察することで、だいたいの雨量を知ることができます。危険な状態になる前に自分で判断して避難ができるよう、雨の降り方と雨量の関係を知っておきましょう。

予報用語 1 時間雨量 (mm)	やや強い雨 10 ～ 20mm	強い雨 20 ～ 30mm	激しい雨 30 ～ 50mm	非常に激しい雨 50 ～ 80mm	猛烈な雨 80mm 以上
人の受けるイメージ	ザーザーと降る	どしゃ降り	バケツをひっくり返したように降る	滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる
人への影響	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	傘をさしてもぬれる		傘はまったく役に立たなくなる	
屋内 (木造住宅の場合)	雨の音で話し声がよく聞き取れない	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく			
屋外の様子	地面一面に水たまりができる		道路が川のようになる	水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	
車に乗っていて	ほとんど影響なし	ワイパーを速くしても見づらい	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる	車の運転は危険	

最新の注意報・警報を入手

「いつもより強い雨だ」と感じたら、注意報や警報が発表されているのか確認し、今後の予報等に注意しましょう。

【テレビで入手】

リモコンの「dボタン」を押すとデータ放送画面が表示されます。

次に、気象情報のメニューに応じたリモコンのカラーボタン（4色ボタン）を押します。

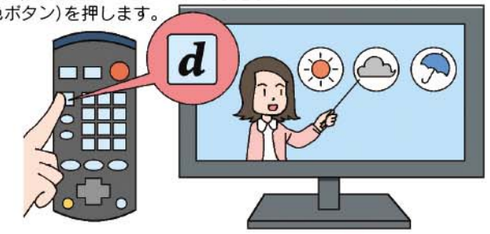

【インターネット・メールで入手】

気象庁

台風・大雨・土砂災害・竜巻に関する情報 全般

https://www.jma.go.jp/

台風情報 台風

レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻） ゲリラ豪雨 台風 竜巻

高解像度降水ナウキャスト 雨量状況

土砂災害警戒判定メッシュ判定情報 土砂災害

埼玉県　水防情報システム（川の防災情報）

雨量や河川の水位などの情報 ゲリラ豪雨 台風

http://suibo.saitama-river.info/saitama/servlet/Gamen30Servlet

国土交通省　川の防災情報（※Google chrome, Microsoft Edge, Safariのブラウザで閲覧できます）

全国の河川の雨量や水位などの情報 河川水位 雨量

https://www.river.go.jp/

【スマートフォンで入手】

Yahoo! 防災速報

スマートフォンアプリをインストールしておくことで、気象情報や地震情報などが確認・通知されます。

住んでいる市町村を登録することで、その市町村での大雨情報や避難情報、地震情報等の防災情報が通知されます。

また、避難所開設情報など、富士見市独自の情報も通知されます。

Yahoo! 天気・災害

気象庁から発表される気象・災害情報などが確認できます。また河川水位情報も確認できます。

国土交通省　荒川上流河川事務所

川の状況のリアルタイム情報 ライブカメラ 河川水位 雨量

https://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/

埼玉県　川の防災情報メール

事前登録により、県内河川の避難情報などを配信

http://www.bousai-mail.jp/saitama/

停電情報（東京電力パワーグリッド）

停電発生状況などがわかります。

https://teideninfo.tepco.co.jp/

砂川堀雨水幹線水位監視システム 監視カメラ

砂川堀雨水幹線の水位状況を監視カメラの画像でリアルタイムに確認することが可能

https://www.pref.saitama.lg.jp/d1502/suna/sunagawabori.html

富士見市市内河川のカメラ画像及び水位状況 監視カメラ 河川水位

https://www.city.fujimi.saitama.jp/anzen_anshin/08bousai/saigai_kisho/anshin_suii_R020923.html

避難情報の入手

台風や集中豪雨などに対しては事前に情報を収集し、対策をとっておくことが重要です。情報をしっかり入手し、いざというとき的確な行動がとれるようにしましょう。気象、河川に係わる警報が発令されたときには、各報道機関の流す情報を積極的に収集しましょう。

インターネット、ラジオ、テレビなどで、リアルタイムに正確な情報を入手することができます。避難情報が発令されたときは、その指示に従い避難所に避難してください。

洪水予報・避難情報の伝達経路

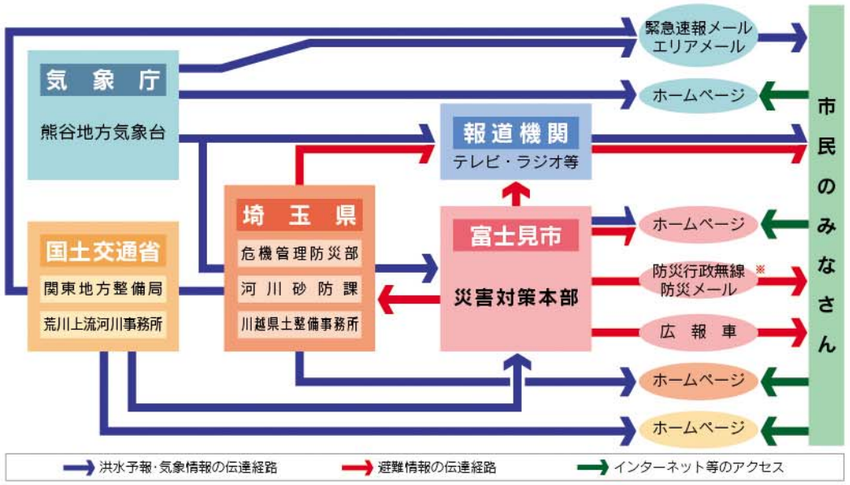

※防災行政無線電話応答サービス
TEL.049-265-3030

洪水情報の発表基準

河川に設置している基準水位観測所が観測する水位をもとに、国や県、気象庁から洪水注意報・警報が発表され、富士見市からは避難情報が出されます。

■富士見市周辺の河川と基準水位観測所

河川水位	荒川 治水橋 水位 観測所	入間川 菅間 水位 観測所	新河岸川 宮戸橋 水位 観測所	柳瀬川 清柳橋 水位 観測所
氾濫危険水位 洪水警報／避難指示	12.70m	12.00m	7.48m	20.87m
避難判断水位 洪水警報／高齢者等避難	12.20m	11.50m	7.12m	20.53m
氾濫注意水位 洪水注意報	7.50m	8.00m	6.00m	19.65m
水防団待機水位	7.00m	7.00m	4.50m	19.15m

避難情報と求められる行動

荒川、入間川、新河岸川の洪水予報河川では、洪水予報を行っており、国土交通省と気象庁が共同で「氾濫注意情報」「氾濫警戒情報」「氾濫危険情報」「氾濫発生情報」の４つの情報を発表しています。これらを一つの目安として市から高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発表されますので指示に従って行動をとるようにしましょう。

避難情報の種類

富士見市は様々な情報をもとに、避難情報を発令する判断を行いますが、必ずしも気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。

自らの命は自ら守る意識を持って、気象情報も参考にしながら、適切な避難行動をとってください。

気象情報とは
台風や大雨に関する情報です。気象庁から発表されます。テレビやホームページなどから新しい情報を入手するようにしましょう。

指定河川洪水情報とは
水位の情報です。避難行動や水防活動の判断目安になります。

避難情報とは
避難の準備や開始のタイミングの目安となる情報です。気象状況や河川の水位等を総合的に判断し、富士見市が発令します市のホームページやテレビのデータ放送、防災行政無線、防災メール等で確認しましょう。

警戒レベル	状況	気象情報等	指定河川洪水情報	避難情報等	とるべき行動
5	災害発生又は切迫	大雨特別警報	氾濫発生情報	緊急安全確保	●すでに災害が発生しています。いのちを守るための最善の行動をとりましょう。
〈警戒レベル４までに避難！〉					
4	災害のおそれ高い	土砂災害警戒情報	氾濫危険情報	避難指示	●冠水など、避難が困難になっているおそれがあります。
					●危険な場所から避難。 ●浸水想定区域外の、少しでも安全な場所へ避難してください。
3	災害のおそれあり	大雨警報 洪水警報	氾濫警戒情報	高齢者等避難	●危険な場所から高齢者等は避難を。 ●高齢者等以外の人も危険を感じたら、自主的に避難してください。
2	気象状況悪化	大雨注意報 洪水注意報	氾濫注意情報		●ハザードマップ等で避難場所や危険な区域を再確認しましょう。
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報			●災害への心構えを高めます。

早めの避難

水害時における適切な避難行動や避難のタイミングは、一人ひとりのおかれた状況により異なります。市からの避難情報を参考にしたり、状況によっては自主避難をしましょう。 避難所などで人が密集すると感染症の心配もあります。感染症が拡大しているときは、避難所への避難以外に「親戚・知人宅」「ホテル」「車中泊」など地域の人たちが分散して避難することが大切です。また、すでに災害が発生している場合など屋外への避難が危険な場合は、自宅の上層階へ垂直避難するなど命を守る行動をとってください。今からできる備えを考えておきましょう。

浸水シミュレーション

浸水継続時間

この図は荒川・入間川の河洪水浸水想定区域図と新河岸川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図の浸水継続時間のシミュレーション（浸水深が50㎝になってから50㎝を下回るまでの時間の最大値を図化したもの）を重ね合わせた最大値を表したものです。

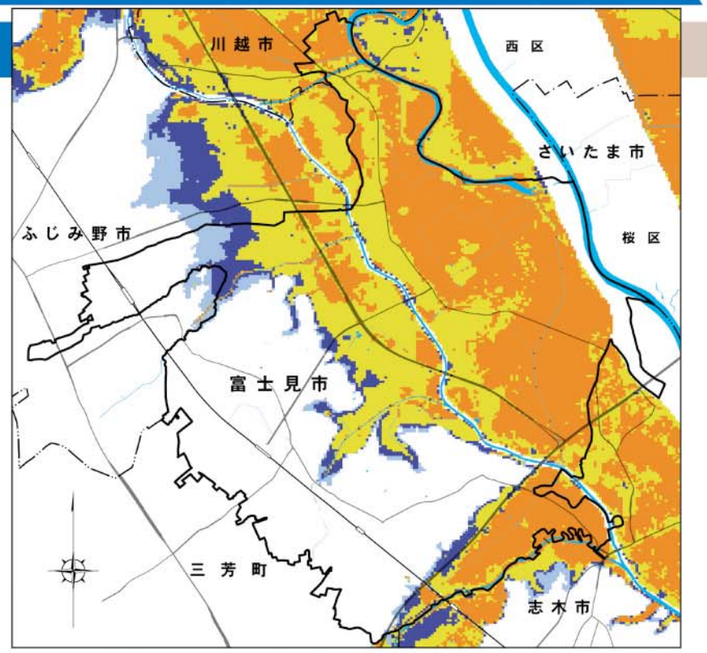

浸水継続時間
- ～12時間
- 12～24時間（1日）
- 24～72時間（3日）
- 72～168時間（1週間）

浸水シミュレーション

● 荒川　河口から38.8kmの場所が破堤した場合（富士見市に氾濫水が一番早く到達し、影響が最も大きい想定破堤点です）

富士見市に影響が出始める破堤後の時間　富士見市に最も被害の影響が大きいとみられる時間　富士見市からおおむね浸水の影響がなくなる時間

● 新河岸川　河口から19.8kmの場所が破堤した場合（富士見市に氾濫水の影響がある想定破堤点で最も遠い場所です（遠い場所でも富士見市に影響があります））

富士見市に影響が出始める破堤後の時間　富士見市に最も被害の影響が大きいとみられる時間　富士見市からおおむね浸水の影響がなくなる時間

● 柳瀬川　河口から2.8kmの場所が破堤した場合（富士見市に氾濫水の影響が最も大きい想定破堤点です）

富士見市に影響が出始める破堤後の時間　富士見市に最も被害の影響が大きいとみられる時間　富士見市からおおむね浸水の影響がなくなる時間

凡例
- 富士見市
- ✕ 破堤点

浸水深
- 0.5m未満
- 0.5m～3.0m未満
- 3.0m～5.0m未満
- 5.0m～10.0m未満
- 10.0m～20.0m未満

その他の拠点浸水シミュレーションは
地点別浸水シミュレーション検索システム（https://suiboumap.gsi.go.jp/）でご確認ください。

マイ・タイムライン

マイ・タイムラインとは

マイ・タイムラインとは、大雨や台風などにより、水害の危険性が高まった際に時間警戒に応じてどのような行動をとるべきかを事前に決めておく、一人ひとりの防災行動計画のことです。
いざというときに慌てないように作成しておきましょう。

マイ・タイムライン記入例

下の記入例を参考にして、各家庭のマイ・タイムラインを作成しましょう。記入シートは裏表紙にあります。

富士見 家の マイ・タイムライン

家族構成	名前	年齢		名前	年齢		名前	年齢
父	富士見 太郎	45	母	富士見 花子	43	子	富士見 一郎	13
祖父	富士見 清	80	祖母	富士見 和子	70			

周囲の状況：自宅前の道路が冠水する。高台に叔母が住んでいる。

時間経過	3日前（台風発生）	2日前	1日前	雨・風が時間とともに強くなる		0時間前
行政からの連絡	台風予報 警戒レベル1相当	大雨注意報 洪水注意報 警戒レベル2相当	大雨警報 洪水警報	警戒レベル3 発令 高齢者等避難	警戒レベル4 発令 避難指示	〈警戒レベル4までに避難！〉 警戒レベル5 発令 緊急安全確保 大雨特別警報
マイ・タイムライン	事前にしておくことリスト ●持出品の準備 ●ハザードマップで避難経路を確認 ●常備薬を確認 ●叔母の家へ避難する可能性があることを連絡 ●ペット避難に必要なものを準備 事前にできることを記入しましょう			避難するタイミングを記入しよう ▶祖父と祖母は叔母の家に避難開始 【目安】 ●高齢者など避難に時間がかかる家族がいる場合は警戒レベル3から避難開始 ●避難所まで距離がある時間がかかる場合も警戒レベル3から避難開始	避難先を記入しておこう（複数の場所を想定しておこう） ●父、母、子も避難 ●家族全員叔母の家に避難完了 ※叔母の家も危険な場合 〇〇小学校へ避難 【目安】 警戒レベル4で危険な場所から全員避難	逃げ遅れた場合の命を守るための最善の行動を記入しておこう ●持出品を持って自宅の2階に避難する。

ポイント

持出品の例：
- □非常用持出袋　□常用薬
- □現金(小銭)　□印鑑
- □ヘルメット　□マスク
- □レインコート　□消毒液
- □モバイルバッテリー　□体温計
- □健康保険証　□非常食
- □通帳　□かんぱん
- □カード　□飲料水

事前の確認：
- ●自宅が浸水する深さ最大（ 3.0 ）m　●河川との距離（ 3000 ）m
- ●最寄りの避難所（〇〇小学校）までの距離（ 1,000 ）mと時間（ 20 ）分
- ●ペット避難に必要な持出品（ケージ、ペットフード、トイレ用品、リード）

避難判断：
【我が家の避難スイッチ】
警戒レベル（ 3 ）で
（叔母の家へ避難）する
【目安】
警戒レベル3が発令されない場合もあるので、自分の家が危険だと感じたときに速やかに避難行動をとりましょう。

事前の確認

- ●自宅のある場所にはどのような災害リスクがあるのかを確認する。
- ●洪水ハザードマップを確認し、自宅が浸水するか、深さはどれくらいか確認する。
- ●複数の避難場所と避難経路を確認しておく。

外へ出るのが危険な時は

夜間や激しい降雨で屋外への避難が危険な時は、自宅内のより安全な場所で身の安全を確保してください。

情報入手

情報を入手することが迅速な避難行動につながります。防災行政無線や防災メール、SNS など複数の情報入手の手段を持っておいてください。

早めに避難

市から警戒レベル３または４が発令されたら速やかに避難行動をとってください。それ以前でも自分のいる場所が危険だと感じた時には避難行動を開始してください。

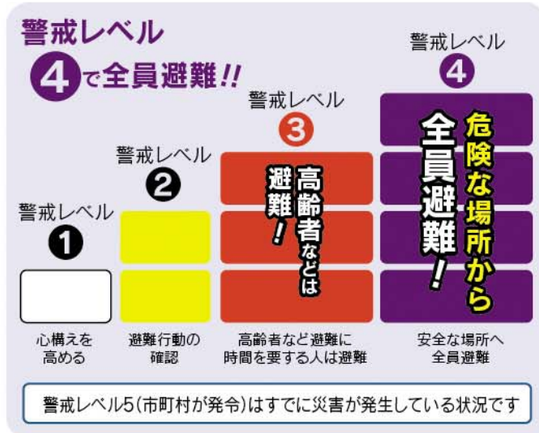

洪水・内水ハザードマップ

荒川・入間川洪水・内水（市北部）ハザードマップ

荒川・入間川について想定した氾濫の条件及び内水について

荒川・入間川の浸水は、流域に大雨が降り、荒川・入間川が氾濫した場合に想定されるものです。想定される最大規模の降雨（1000年に1度程度）は、荒川流域の「72時間の総雨量が632mm」、入間川流域の「72時間の総雨量が740mm」です。

このマップの浸水の範囲及び浸水深は、堤防が決壊した場合の予測結果に基づき、荒川と入間川それぞれの想定される破堤点の全てによる浸水想定区域及び浸水深を重ね合わせた最大の状況を想定したものです。

また内水については、令和元年10月の台風19号に確認した浸水情報（田畑を除く）に基づき表示したものです。道路通行止め区域については、冠水した全ての道路を表示しているのではなく、市で通行止めを実施した道路を表示しています。

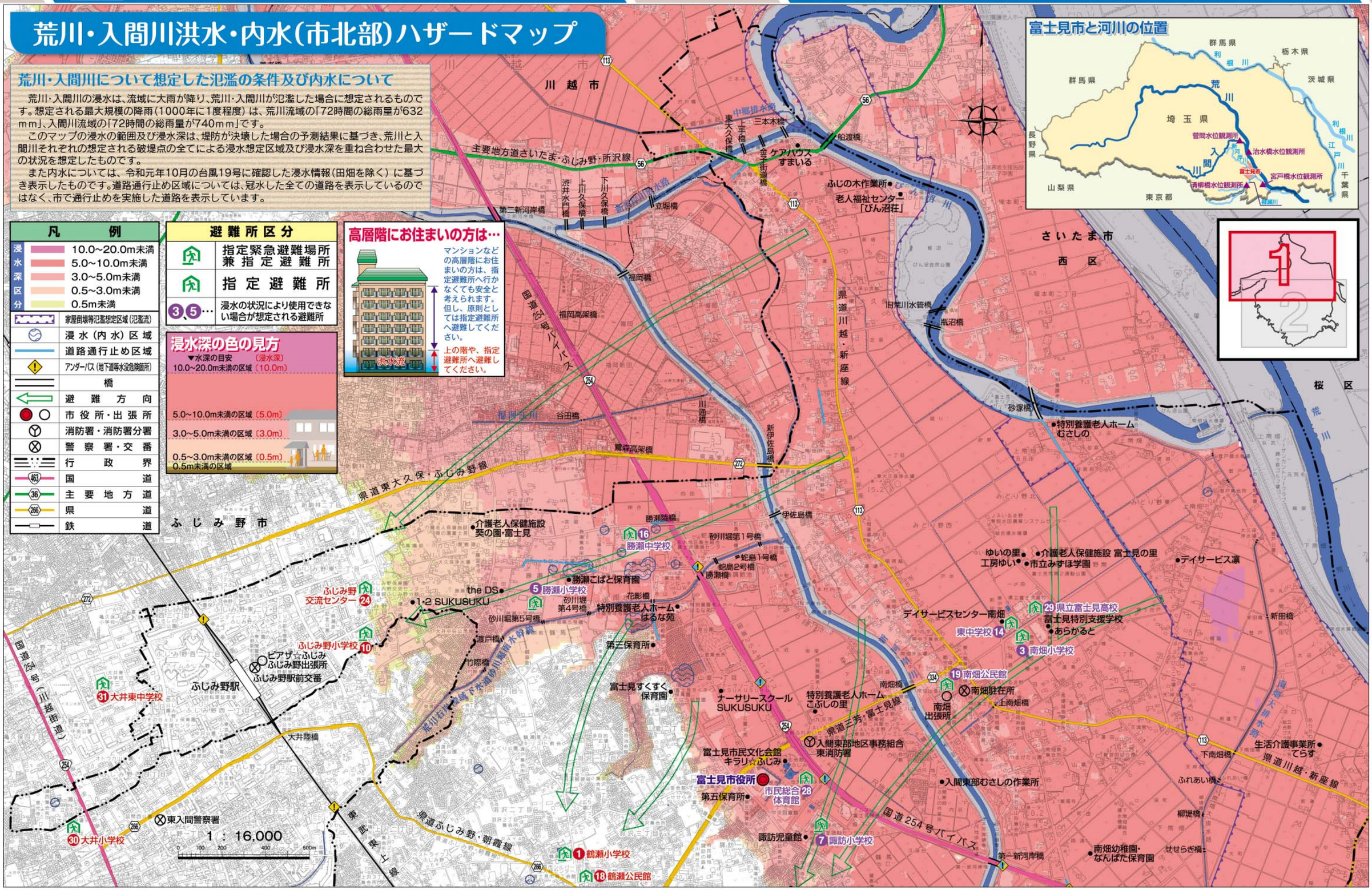

洪水・内水ハザードマップ

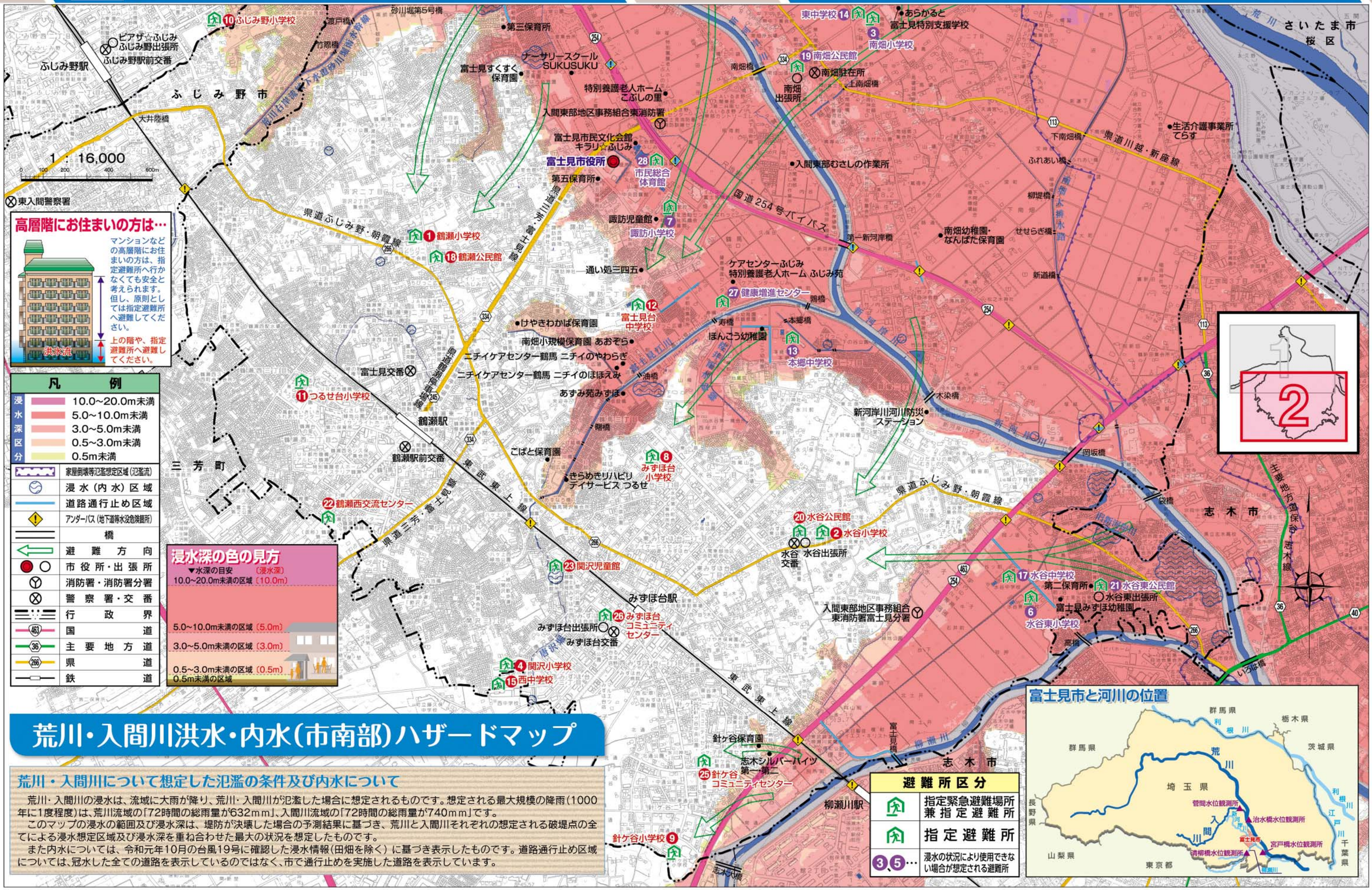

洪水・内水ハザードマップ

新河岸川流域（柳瀬川含む）洪水・内水（市北部）ハザードマップ

新河岸川・柳瀬川について想定した氾濫の条件及び内水について

新河岸川・柳瀬川の浸水は、流域に大雨が降り、新河岸川・柳瀬川が氾濫した場合に想定されるものです。想定される最大規模の降雨（1000年に1度程度）は、新河岸川流域の「2日間の総雨量が746mm」です。

このマップの浸水の範囲及び浸水深は、堤防が決壊した場合の予測結果に基づき、新河岸川流域（柳瀬川を含む）に想定される破堤点の全てによる浸水想定の区域及び浸水深を重ね合わせた最大の状況を想定したものです。

また内水については、令和元年10月の台風19号に確認した浸水情報（田畑を除く）に基づき表示したものです。道路通行止め区域については、冠水した全ての道路を表示しているのではなく、市で通行止めを実施した道路を表示しています。

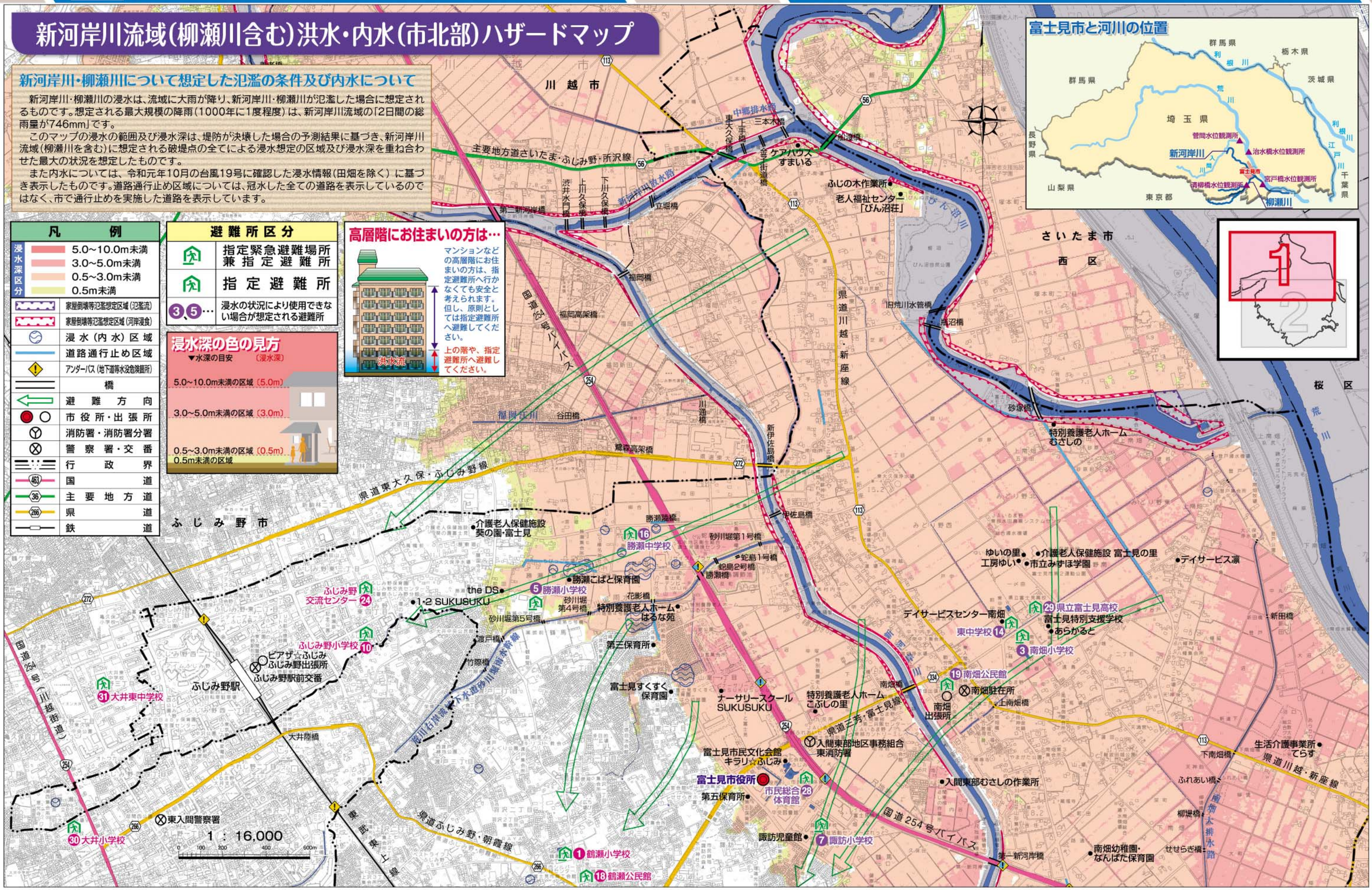

洪水・内水ハザードマップ

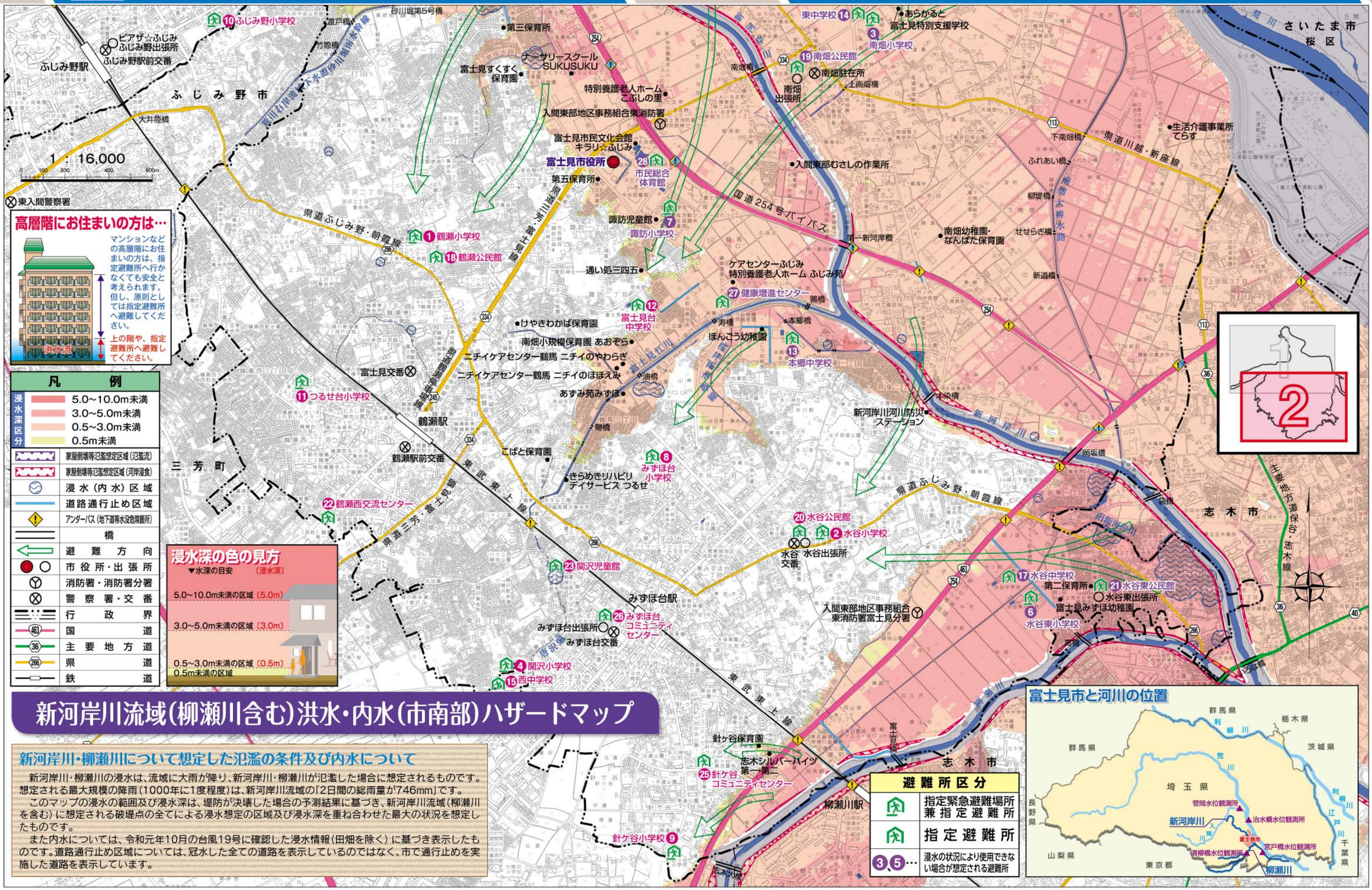

新河岸川・柳瀬川について想定した氾濫の条件及び内水について

新河岸川・柳瀬川の浸水は、流域に大雨が降り、新河岸川・柳瀬川が氾濫した場合に想定されるものです。想定される最大規模の降雨（1000年に1度程度）は、新河岸川流域の「2日間の総雨量が746mm」です。

このマップの浸水の範囲及び浸水深は、堤防が決壊した場合の予測結果に基づき、新河岸川流域（柳瀬川を含む）に想定される破堤点の全てによる浸水想定の区域及び浸水深を重ね合わせた最大の状況を想定したものです。

また内水については、令和元年10月の台風19号に確認した浸水情報（田畑を除く）に基づき表示したものです。道路通行止め区域については、冠水した全ての道路を表示しているのではなく、市で通行止めを実施した道路を表示しています。

土砂災害から身を守る

富士見市で発生するおそれのある土砂災害は、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）です。がけ崩れは大雨によって引き起こされることが多く、総雨量が100mmを超えると発生しやすくなるとされています。

土砂災害とは

土砂災害とは、土石流、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、地すべりのことをいい、勾配の急な山やがけ、渓流のある地域に発生します。土砂災害のほとんどは、長雨や地震に起因し突然発生します。特に長雨や大雨の場合は、大量の水分が地中にしみ込み、その量が多いほど斜面の土が弱くなり、災害の発生する可能性が高くなります。このため、災害が発生するおそれのある区域をあらかじめ把握し、大雨などの際には気象情報の収集を行い、身の危険を感じたら早めの避難を心がけてください。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、**住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれ**があると認められる土地の区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊土石流等が発生した場合に、**建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれ**があると認められる土地の区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）

がけ崩れは、地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなっています。

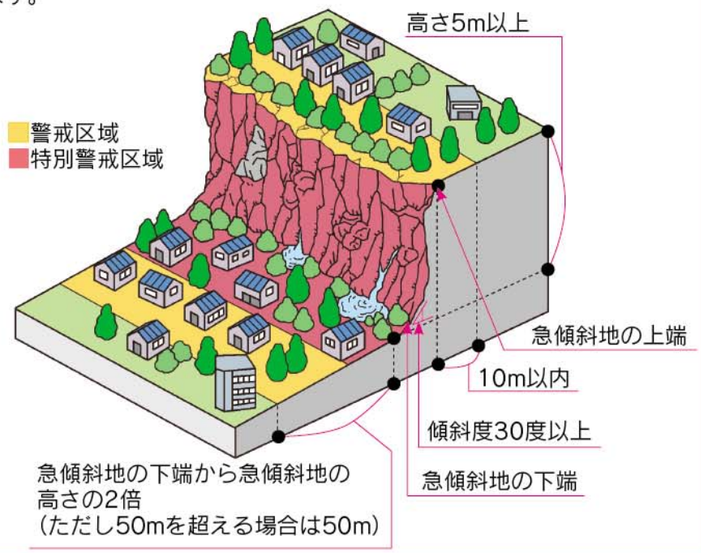

急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）の前兆現象

こんなときはただちに避難してください。

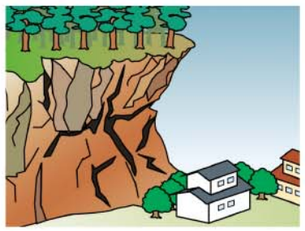

◆斜面に亀裂ができる
◆斜面にはらみ（ふくらみ）が見られる

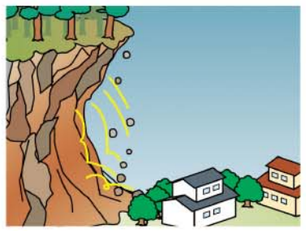

◆斜面から小石がパラパラと落ち出す
◆斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる

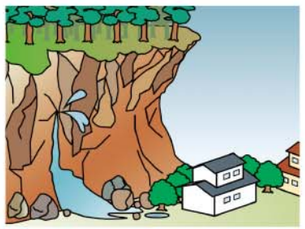

◆普段澄んでいる湧き水が濁ってきた。水の噴き出しが見られる
◆湧き水の急激な増加や減少、枯渇が認められる

避難情報の種類と避難行動

■避難情報の種類と避難行動

高齢者等避難	避難指示
◆立ち退き避難の検討・準備を始める ◆要配慮者は立ち退き避難する	◆一刻も早く立ち退き避難する ◆立ち退き避難が危険な状態で屋内に残っている場合は、屋内安全確保をする

※屋内安全確保…自宅の斜面と反対側の２階等、可能な限り安全な場所への移動（避難行動）です。
※立ち退き避難…避難所への移動、自宅から安全な場所（公共施設、親戚、友人宅等）、近隣の堅牢で高い建物等への移動（避難行動）です。

土砂災害（特に土石流）の場合、屋内安全確保を行っても家屋全体が倒壊、流失、埋没する危険性があるため、早めに立ち退き避難を始めましょう。

避難情報の伝達系統

大雨になったら要確認！

市民のみなさんに対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、ツイッターなどを通して情報をお知らせします。ご自身におきましても、テレビ、ラジオ等メディアからの情報を積極的に利用してください。

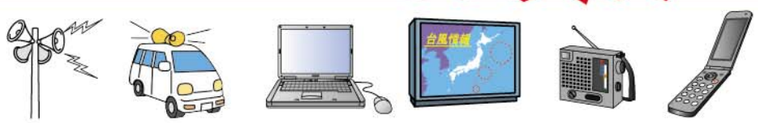

市からの避難情報が発令されていない場合でも、身のまわりに危険を感じたときは、自主的に避難することも大切です。

土砂災害に関する図記号

経済産業省は平成28年3月に、自然災害に対する注意喚起や避難誘導の標識に使う図記号を「災害避難誘導標識システム」として、日本工業規格（JIS）で定めました。

避難場所図記号と合わせて使用する崖崩れ・地滑りの図記号

崖崩れ・地滑りの発生する危険のある地域を表示する図記号

避難の心得

雨が強く降り出したら

【天気予報や気象情報に気をつけましょう】

梅雨や台風シーズンには、テレビやインターネットなどの天気予報や気象情報に注意しましょう。

【山や川の様子に注意しましょう】

土砂災害が起こる前には、山や川の様子が普段と異なります。ただし、山や川に近づくのは危険なので、安全な場所から変化がないかを確認しましょう。

【いつでも避難できる準備をしておきましょう】

玄関や寝室など持ち出しやすい場所に、非常用持出品を用意しておきましょう。

土砂災害の危険性が高まったら

【避難指示が発令された場合は迅速に避難しましょう】

避難が必要となった地域のみなさんは、迅速で的確な避難行動をとってください。また、隣近所への声かけなど市が行う避難誘導などに協力しましょう。

【避難時には安全な服装・履物を身につけましょう】

長靴は中に水が入ると歩行困難になるので、ひもでしめられる運動靴を着用しましょう。強風であおられ転倒する可能性もありますので、傘はささずレインコートを着用しましょう。

【浸水した中での歩行には注意しましょう】

浸水箇所を通過する場合は、長い棒を杖代わりにして、ふたが外れたマンホールや側溝に注意しながら歩きましょう。また、大人が歩くことができる浸水深の目安の50cmより深い場合や、浸水深が浅くても流れが速い場合は非常に危険です。

【隣近所へも目を向けましょう】

お年寄り、子ども、障がいをお持ちの方、病気の方などは避難に時間を要するため、早めの避難が必要です。災害が発生するおそれのあるときには、地域のみなさんが協力し合って安全に避難しましょう。
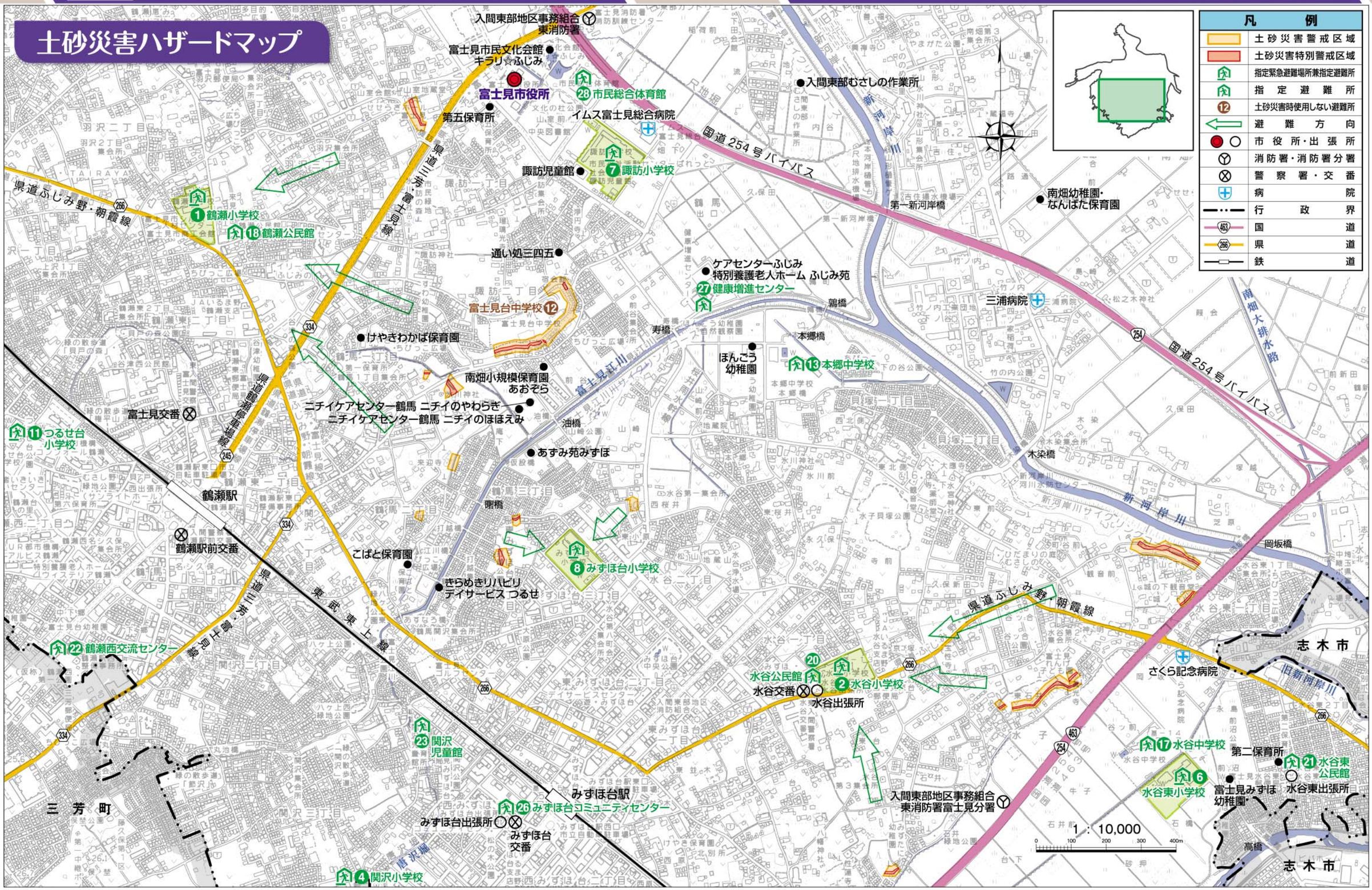
土砂災害ハザードマップ